

IMES DISCUSSION PAPER SERIES

会社法制上の資本制度の変容と
企業会計上の資本概念について

ふるいち みねこ
古市 峰子

Discussion Paper No. 2006-J-1

IMES

INSTITUTE FOR MONETARY AND ECONOMIC STUDIES

BANK OF JAPAN

日本銀行金融研究所

〒103-8660 日本橋郵便局私書箱 30 号

日本銀行金融研究所が刊行している論文等はホームページからダウンロードできます。

<http://www.imes.boj.or.jp>

無断での転載・複製はご遠慮下さい

備考： 日本銀行金融研究所ディスカッション・ペーパー・シリーズは、金融研究所スタッフおよび外部研究者による研究成果をとりまとめたもので、学界、研究機関等、関連する方々から幅広くコメントを頂戴することを意図している。ただし、ディスカッション・ペーパーの内容や意見は、執筆者個人に属し、日本銀行あるいは金融研究所の公式見解を示すものではない。

会社法制上の資本制度の変容と企業会計上の資本概念について

ふるいち みねこ
古市 峰子*

要 旨

本稿は、わが国における企業会計および会社法制上の資本の捉え方について概観したうえで、最近の会社法制上の資本制度の変容が企業会計上の資本概念に対して提起していると考えられる検討課題について考察するものである。

最近の商法改正の動きは、資本維持原則を緩和する一方で、資本の中身につき、いったん緩和した払込資本、留保利益という区分を厳格化する方向にあると評価できる。こうした会社法制上の資本制度の変容は、企業会計における資本と利益の区分、資本と負債の区分という原則および資本の範囲に直接影響を与えるものではない。しかしながら、会社債権者に対する将来キャッシュ・アウトフローへの備えという観点から、資本と負債の区分の意義や区分規準の再考を促す可能性がある。また、将来キャッシュ・アウトフローの可能性を反映するかたちでの負債計上・評価や自己資本開示の要否、資本取引と損益取引の定義の明確化等の課題を提起するものと考えられる。

キーワード：資本、準備金、資本と負債の区分、資本と利益の区分、払込資本と留保利益、資本維持原則、債権者保護

JEL classification: M41

* 日本銀行金融研究所企画役補佐（E-mail: mineko.furuichi@boj.or.jp）

本稿の作成に当たっては、弥永真生教授（筑波大学）、川村義則助教授（早稲田大学）および金融研究所スタッフから有益なコメントを頂いた。特に、弥永真生教授には、会社法制および企業会計における資本の捉え方を中心に、多大なるご指導を頂いた。ここに記して感謝したい。ただし、本稿に示されている意見はすべて筆者に帰属し、日本銀行および金融研究所の公式見解を示すものではない。また、あり得べき誤りはすべて筆者個人に属する。

目次

1．はじめに.....	1
2．企業会計における資本の捉え方.....	3
(1) 資本と利益の区分.....	4
(2) 資本と負債の区分.....	7
(3) 資本の範囲.....	10
3．会社法制における資本の捉え方.....	15
(1) 従来考えられていた資本制度の主な意義.....	15
イ．現行商法の規定.....	15
ロ．資本制度の意義.....	17
(2) 最近の商法改正による資本制度の変容.....	18
イ．背景.....	18
ロ．改正の内容.....	20
4．会社法制における資本制度の変容を踏まえた企業会計上の資本概念を巡る 検討課題.....	28
(1) 資本維持原則の緩和による影響.....	29
(2) 払込資本と留保利益の区分の厳格化による影響.....	32
5．おわりに.....	34
【参考文献】.....	36

1. はじめに

貸借対照表の貸方については、企業会計上、請求権の優先劣後関係の表示、利益計算の基礎の提供といった観点から、負債と資本に明確に区別することが重視されてきた。

このうち、資本¹については、資産と負債の差額概念として捉える見方が国際的にみても現在では有力である。例えば、米国会計基準や国際会計基準における概念フレームワークでは、まず資産と負債を定義したうえで、それらの差額として資本を定義している。また、日本でも、2004年7月に企業会計基準委員会の委託を受けたワーキング・グループより公表された討議資料「財務会計の概念フレームワーク」(以下、「討議資料」という。)²や、2005年12月に企業会計基準委員会から公表された企業会計基準5号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(以下、「企業会計基準5号」という。)³では、資産と負債の差額として資本(純資産)が導かれるとされている(討議資料「構成要素」6項、基準5号21項)。

しかし、最近では、負債と資本の中間的性格を有する金融商品の増加等により負債と資本の境界線があいまいになってきていること等を受けて、米国会計基準や国際会計基準を中心に、負債と資本の区分に関する見直し作業が進められている。また、資本と同じ貸方項目である負債については、引当金の計上規準や測定方法を含め、その定義や認識中止要件の見直しが検討されている。これらの動きは、資本について直接議論するものではないものの、将来のキャッシュ・アウトフローに備えた資金の留保に関する考え方や貸方項目の意義等に関する検討を通じて、企業会計上の資本の定義やあり方について再考を促すものとの見方も可能である。

こうした中、わが国では、2005年6月、現行商法の大幅な改正を目的とした、いわゆる「会社法制の現代化」法案が国会で可決され、新たに「会社法」が成

¹ 会計上の資本は、例えば、株主持分、純資産、資産負債差額とも呼ばれている。そのいずれの用語を用いるかは資本概念の捉え方とも関連していると考えられることから、厳密には区別して論じるべきであるが、本稿では、そうした概念自体が検討対象の1つであることから、差し当たり、これらを総称するものとして「資本」という用語を用い、必要に応じて使い分けることとする。

² 「討議資料」の内容と解説については、例えば斎藤編[2005]を参照。

³ 企業会計基準5号は、2005年6月に成立した会社法(後述参照)の施行日以後終了する中間会計期間および事業年度に関する財務諸表から適用される(企業会計基準5号9項)。なお、本基準は、貸借対照表における純資産の部(現行の資本の部)の表示を定めることを目的としており、貸借対照表項目の認識および消滅の認識、貸借対照表価額の算定等の会計処理の改訂については、原則として想定されていない(同1項)。

立した⁴。そこでは、資本制度についても、2001年6月の商法改正における緩和の考え方をさらに前進させるかたちでの改正が行われた。会計上の資本と会社法制（商法および会社法）上の資本⁵は同じであるのか、あるいは同じであるべきかどうかについては議論のあるところであるが⁶、少なくとも外形上は同じ貸借対照表項目を扱っている以上、近年みられる会社法制上の資本の変容が、その是非は別として、企業会計上の資本に対して何らかの影響を及ぼす可能性はあろう。実際、2001年6月の商法改正により払込資本の払戻しおよび配当財源化に関する規制が緩和された際には、企業会計上も資本の部の表示方法につき改訂が行われた。会社法の成立による法制面での資本制度のさらなる見直しは、こうした資本の部における表示上の問題に加え、企業会計上の資本概念や貸方区分のあり方そのものに対しても影響を及ぼし得ることが考えられよう。あるいは逆に、企業会計上の資本の考え方が会社法制上の資本制度の変容に影響を及ぼしている可能性もあろう。

本稿では、以上のような問題意識から、わが国における企業会計および会社法制（商法および会社法）上の資本の考え方につきそれぞれ概観したうえで、最近の会社法制上の資本制度の変容が企業会計上の資本概念に対して提起していると考えられる検討課題について考察することとしたい。こうした検討は、上述のような資本と負債の区分問題や引当金の計上規準等のほか、公的主体における資本の意義、さらには自己資本規制のような規制監督上の資本の捉え方等について考えるうえでも参考になるう。

本稿の構成は、以下のとおりである。まず2節で、会計上の資本の捉え方に

⁴ 会社法は、会社法制の現代化を目的として、現行の会社に関する商法第2編、有限会社法、商法特例法等の各規定を1つの新たな法典として再編成するものである。同法については、国会での法案審議に先立ち、2003年10月、法務大臣の諮問機関である法制審議会会社法（現代化関係）部会より「会社法制の現代化に関する要綱試案」が公表され、各方面への意見照会が行われた。その後、2004年12月には、同部会によって「会社法制の現代化に関する要綱案」が決定され、2005年2月の法制審議会決定、同年3月の国会への法案提出を経て、同年6月の成立に至った（大半の規定は2006年度からの施行が予定されている）。

⁵ 現行商法上、資本とは「資本金」を指すが、本稿では、特に断らない限り、資本金を指すものに関しては、商法について論じる場合でも「資本金」と呼び、単に資本という場合は、資本金と法定準備金（資本準備金および利益準備金）を合わせた意味で用いることとする。なお、2005年6月に成立した会社法では、商法における「資本」は「資本金」に改称されている。

⁶ この点に関し、例えば弥永[2003]では、2001年6月商法改正により法定準備金の減少の制度が導入されたこと（3.(2)ロ.(イ)参照）に対して、会計学の見地からさまざまな非難が加えられている一方で、商法の見地からは法定準備金の減少の制度自体は大方の支持を得ていることを踏まえて、「そもそも、資本の部をめぐっては、同じような用語を用いつつも、商法の立場と会計学の立場との間に重要な差異があるのではないか、そもそも、両者の間には『同床異夢』といった関係があるのではないか」（p.2）という観点から、両者の概念の違いについて検討がなされている。

ついて、資本と利益の区分、資本と負債の区分という観点から考察する。次いで 3 節では、会社法制上の資本制度の捉え方につき、従来の考え方を考察した後、最近の商法改正にみられる資本制度の変容とその背景につき、概観する。そのうえで、4 節として、こうした会社法制上の資本制度の変容と企業会計上の資本の捉え方との関連性について検討し、今後の検討課題を探る。最後に、5 節で本稿を締め括る。

2 . 企業会計における資本の捉え方

わが国の「企業会計原則」は、一般原則として「資本取引と損益取引とを明瞭に区分し、特に資本剰余金と利益剰余金とを混同してはならない」と規定している（第一 三）⁷。また、貸借対照表の貸方を、負債の部と資本の部に区分することが要求されている（第三 二）⁸。

このように、企業会計上、資本という場合には、資本と利益の区分という観点と、資本と負債の区分という観点から論じられることが多い。そこで以下では、この 2 つの観点から、わが国における企業会計上の資本の考え方について概観することとする⁹。

⁷ 類似の原則は、米国の財務会計基準審議会（FASB）の「財務会計の諸概念（Statements of Financial Accounting Concepts）」（以下、「FSAB 概念フレームワーク」という。）や、国際会計基準審議会（IASB）の「財務諸表の作成および表示に関するフレームワーク（Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements）」（以下、「IASB 概念フレームワーク」という。）においても、みられる。すなわち、FASB 概念フレームワーク 5号「営利法人の財務諸表における認識と測定」（FASB[1984]）では、営利企業の財務諸表は、貨幣資本維持（脚注35参照）の概念に基づいていることを示したうえで、こうした資本維持の概念は、企業の投資からの利益と投資の回収とを区別する場合に重要であるとしている（pars.45-46、訳書 p.232）。また、IASB 概念フレームワーク（IASB[1987]）では、資本維持の概念は、資本によってもたらされたリターン（return on capital）と資本自体の返還（return of capital）とを区別するための必要条件であるとされている（par.105、訳書 p.41）。なお、IASB 概念フレームワークは、厳密には、国際会計基準審議会（IASB）の前身である国際会計基準委員会（IASC）によって1989年に設定されたが、2001年の改組時にIASBによってそのまま継承されている。本稿では、以下、IASCを含めてIASBと呼ぶこととする。

⁸ 米国の会計基準や国際会計基準においても、概念フレームワーク上、貸借対照表の貸方を負債の部と資本（株主持分）の部に区分する考え方が採用されている（FASB[1985]par.49、訳書 p.308、IASB[1987]par.49(c)、訳書 p.32 参照）。もっとも、わが国でも連結財務諸表の貸方については、負債の部、少数株主持分、資本の部の3つに区分することとされている（「企業会計原則」第四九 1）。

⁹ ここでは便宜上、「資本と利益の区分」と「資本と負債の区分」に分けて考察するが、以下の考察からも分かるように、両者は必ずしも独立したものではなく、一方における資本の捉え方が他方に影響し得るものである点は留意を要する。

(1) 資本と利益の区分¹⁰

資本と利益の区分という原則は、1949年に経済安定本部企業会計制度対策調査会（現在の企業会計審議会の前身）によって「企業会計原則」が設定・公表された当初から存在しており、古くから会計上の基本原理と考えられている¹¹。これには、より厳密には「資本取引と損益取引の区分」と「払込資本と留保利益の区分」の2つの意味あるいは機能があるとされている¹²。

このうち、「資本取引と損益取引の区分」とは、企業の成果を元手である企業所有者（株主）の投資から分けることをいう。すなわち、投資の成果である利益は、元手となる株主の資本を維持したうえでの余剰でなければならず、会計における期間損益の計算は、留保利益を含めた株主持分の期首のストックに、どれだけの余剰が生じたかを測る作業であるとされる。そのため、期間中における株主持分の変動を、期間損益を構成するもの（利益）とそうでないもの（資本）とに厳密に区分すること、換言すれば、期首における払込資本と留保利益を合わせた株主持分のストックと、そこから生み出された当年度の利益を区分することが求められると考えられている¹³。こうした「資本取引と利益取引の区分」については、適正な期間利益計算の観点から、企業会計上、必要不可欠な基本原理と捉えることについて、ほぼ異論はないようである¹⁴。後述のように、貸借対照表を資本と負債に区分する必要性があるというのも、こうした考え方が基礎となっている。

¹⁰ ここでの記述は、主に、大日方[1994]、新井[1996]、伊藤邦雄[1996]、斎藤他[2002]、村田[2002]、森川[2002]、斎藤[2003]、弥永[2003]等を参照している。

¹¹ 例えば、斎藤[2003]では、「企業会計では、資本と利益を明確に区分することが、もっとも重要な原則のひとつとされてきた」（p.165）と述べられている。また、大日方[1994]では、「企業が投資活動をつうじてその資本を増殖させてゆくとき、企業会計に期待される主要な機能は、1期間における企業資本の増減を、投資成果である「利益」と、それを生み出した「資本」とに区分して測定し、伝達することである。そのように企業会計の基本的な役割を理解するならば、「資本と利益の区分」を企業会計の核とみることが許されるであろう」（p.2）とされている。なお、安藤[1998]では、米国においては1930年代から、資本と利益の区別が会計において基本的なテーマと考えられていたことが紹介されている（pp.1-4）。

¹² これら2つの意義・機能に加え、課税の可否の観点から資本と利益を区分する意味を指摘するものとして、例えば新井[1996]pp.22-23参照。

¹³ こうした区分の要請から、例えば出資や配当のような株主持分の変動を利益の計算に含めないこと、利益に影響する要素は利益に算入したうえで留保し、いきなり株主持分に加減したりしないことが必要とされている。

¹⁴ もっとも、そもそも何が資本取引に当たり、損益取引に当たるのかという定義については、必ずしも明らかではなく（例えば弥永[2003]p.84参照）、現行のすべての会計基準が、従来からいわれる資本取引と損益取引の区分の考え方と首尾一貫しているのかどうかについては、検討の余地があるとの指摘もなされている。

他方、「払込資本と留保利益の区分」とは、株主持分の累積額を、彼らが払い込んだ拠出資本（払込資本）の部分と、企業の成果が分配されずに再投資されている留保利益の部分に分けることをいい、わが国では、資本剰余金と利益剰余金の区別として論じられることが多い。例えば、資本準備金と利益準備金につき、取り崩して株主に分配した場合に異なる会計処理が適用されるのは、「払込資本と留保利益の区分」を踏まえたものと説明されている。すなわち、もともと利益を強制的に内部留保した利益準備金の取崩しはその強制が解除されれば未処分利益の増加となり、その分配は利益配当を意味するのに対して、払込資本を淵源とする資本準備金を取り崩して分配に充てたときは利益配当ではなく、出資の払戻しを意味するためと考えられている¹⁵。これに対応して、株主側の会計処理についても、利益準備金から分配を受けた場合は配当の受取りとして処理する一方、資本準備金から分配を受けた場合には原則として保有株式の簿価を引き下げることとされている¹⁶。

もっとも、「払込資本と留保利益の区分」については、企業会計の基本原則と捉える見方がある一方で、配当規制に由来する政策的なものであって、基本原則とまではいえないとの見方がある。

の見解として、例えば森川[2002]は、資本と利益の区分には、資本取引と損益取引の区別のほかに、そうした「区別の結果生じた資本剰余金と利益剰余金を期間を超えて区別するという機能」（本稿でいうところの「払込資本と留保利益の区分」の機能）があるとみる。そして、「利益剰余金は資本の運用取引から生じたものであるから、本質的に分配可能性をその特質とするのに対して、資本剰余金は、資本金とともに、企業活動の元手を表し、維持拘束性を特質とするものである。したがって、この両者を区別することによって、後者の資本剰余金が企業内に維持拘束され、資本の維持が達成されることになる」（p.19）と述べている。そのうえで、こうした「払込資本と留保利益の区分」による機能を資本維持機能、上述の「資本取引と損益取引の区分」による機能を情報開示機能と捉えたうえで、「資本と利益の区分」は、「情報開示機能と資本維持機能という 2 つの主要な機能を担う原則であり、これらの機能を通して資本と利益を峻別するという役割を達成するのである」（同）としている。

また、例えば伊藤邦雄[1996]では、払込資本と留保利益の区別は、企業の内部留保の厚さによる財務基盤の強度の判定や経済的成長の測定という必要性から

¹⁵ 醍醐[2004]p.245。なお、資本準備金と利益準備金については、3.(1)イ.を参照。

¹⁶ 例外として、配当の対象となる有価証券が売買目的有価証券の場合には、配当受領額を受取配当金として処理することとされている（企業会計基準適用指針 3 号「その他資本剰余金の処分による配当を受けた株主の会計処理」4号）。

も要請されるとの見方が示されている（p.23）。加えて野口[2002]のように、貸借対照表に示されている留保利益の額が、過去の損益計算書に示されている当期純利益の金額と利益処分計算書に示されている配当金と役員賞与金の金額の代理変数（過去の利益のうち、どれだけを社外流出させずに内部留保したかを示すもの）として機能し得るのであれば、それらを集めて分析する手間を省くことが可能という意味で、コスト・ベネフィットの面から払込資本と留保利益を区分して表示することには合理性があるとの指摘もみられる（p.18）¹⁷。さらに、前述のように、資本準備金の取崩しによる分配か、利益準備金の取崩しによる分配かによって、受領側（株主）の会計処理を区別するのであれば、分配を行う側（企業）においても両者を区別しておくことに意味があるとも考えられる。

これに対して、の「払込資本と留保利益の区分」は会計の基本原則とまではいえないとする見解は、払込資本も留保利益も株主持分のストックという点で違いがないことを指摘する。すなわち、利益を分配しなければ留保利益だが、それをいったん分配したうえで拠出させれば払込資本になるのだとすれば、両者を区別したところで同じたんすの中で引出しを分けるぐらいの意味（株主持分のストックをどう分類するかの問題）しかない¹⁸。それにもかかわらず、これまで株主持分の区別が重視されてきたのは、企業会計の問題というよりも、配当規制という政策的な問題に由来するものとして捉えられている。例えば、斎藤[2003]では、「利益を資本から分けるのは当然だが、留保されて維持すべき資本に加えられたあとまでその区別が続くのは、株主有限責任制のもとでの資本制度に深くかかわる問題であろう。商法ないし会社法では、定まった額の会社財産を資本金や法定準備金として拘束し、株主への配当を原則として留保利益に制限する。それは、有限責任しか負わない企業所有者への分配が、負債の償還と利払いのリスクを高めて債権価値を希薄化させないようにするためである。そうした配当規制の存在が、留保利益を拠出資本から区別させてきた」（p.145）との見方を示している。また大日方[1994]では、「会計上、拠出資本と留保利益とが区分されているのは、会社法によって株主への財の分配が規制されているからである。拠出資本の取り崩しによる分配は厳しく制限される一方で、過年度分を含めた留保利益の処分は自由に認められるという非対称的な規

¹⁷ もっとも、野口[2002]は、2001年6月の商法改正によって配当財源が留保利益に限定されなくなったこと（3.(2)ロ.(イ)を参照）を受けて、そうした状況下でも依然として払込資本と留保利益の区分が必要だとすればどのような理由から説明され得るかを検討したものであり、払込資本と留保利益の区分を企業会計の基本原則として捉えているかどうかは必ずしも明らかではない。

¹⁸ 斎藤他[2002]p.65、斎藤[2003]pp.165-166 参照。

制が、資本ストックを拠出資本と留保利益とに分けることを必要にさせている」とし、「拠出資本と留保利益の区分は、あくまでも、財の分配にたいする法の制約、すなわち配当規制に由来するものなのである」(p.207)とされている¹⁹。

加えて、上記の見解における留保利益の額が過去の当期純利益等の代理変数として機能し得るとの議論に対しては、利益の資本組入れがあった場合には成り立たないうえ、留保利益の大きさは将来の収益力の予想とも結びつかないのではないかと指摘がある²⁰。

このように、いったん株主持分となった後でも、それが払込資本に基づくものか留保利益に基づくものかを区別することの必要性については議論があるものの、企業会計上、資本は、一定期間における報告主体の業績(利益)を適正に示すという観点から、その範囲を画することが重要と考えられている。その場合、利益計算から排除される資本の範囲をどのように確定するかが問題となるが²¹、この点は資本と負債の区分と表裏一体の問題として考えられる場合が多いことから、まとめて後述(2.(3))する。

(2) 資本と負債の区分

前述のように、現行の企業会計では、一般に、貸借対照表の貸方を負債と資本に区分するという考え方がとられている。その意義としては、主に、請求権の優先劣後関係の表示、利益計算の基礎の提供という観点から説明されている²²。

すなわち、第1に、貸借対照表の貸方を負債と資本に区分することによって、企業の財政状態、特に企業に対する請求権の優先劣後関係を表現するという目的があるとの見方がある。負債と資本は、それぞれ貸方の資産に対する請求権を意味しており、その請求権の優先劣後関係は、企業と債権者・株主との間において存在する契約または合意によって定められている。企業の所有主は、資本拠出により将来の不確実なキャッシュ・フローに対する請求権を有する一方で、企業活動のリスクの最終的な負担者とされる。他方、債権者は、所有主と

¹⁹ これらの見解に同調するものとして、例えば赤塚[2005]p.115 参照。

²⁰ 例えば弥永[2003]p.159 参照。

²¹ 例えば FASB 概念フレームワーク等でみられる包括利益の考え方において、所有主からの出資および所有主に対する分配といった対所有主取引を除いた、一定期間における資本の増減が当該期間の利益と定義されており(SFAC 6, par.70) このような利益の定義を行うためには資本が確定されていることが必要条件とされる(川村[2004]p.80)。

²² この点については、例えば川村[2004]p.79 以下、FASB[1990]par.65 以下を参照。

同様に資金提供を行うが、所有主に比べて優先的に資金を回収する請求権を有している。このような債権者と所有主が有する企業に対する請求権について、その優先劣後の相対的な関係を貸借対照表において表示することが、一般には、財務諸表利用者（特に債権者）の情報ニーズに合致すると考えられている。

第 2 に、貸借対照表の貸方を負債と資本に区分することは、利益計算にとって不可欠の前提であるとの見方がある。例えば、負債と資本のいずれに計上するかによって、調達コストの取扱いが異なるとされている²³。すなわち、負債に区分される項目の調達コスト（負債利子）は利益計算の過程において費用として控除されるのに対して、資本に区分される項目の調達コスト（配当）は利益計算には含まれず、利益処分項目として処理されることになる²⁴。

また、負債と資本のいずれに計上するかによって、その後の評価が異なり、ひいては評価差額や決済差額が利益計算に与える影響の面で明確な相違があるとされている。例えば、資金調達を目的とする負債の評価は、伝統的には債務額（または償却原価）による方法が基本とされているが²⁵、そのほかにも、トレーディング目的の負債（デリバティブ等）は時価で評価するものとされ²⁶、引当金等は原価累積額（費用配分額）で評価されている。こうした負債の認識・測定・認識終了に関連して、評価差額や決済差額が損益として計上され、利益計算に影響を及ぼすことになる。他方、資本は、当初の拠出資本と回収余剰たる留保利益によって間接的に評価される。このうち、拠出資本の評価は、伝統的な名目資本維持概念のもとでは、拠出当初の名目額によって行われる。また留保利益は、維持すべき資本の名目額を超えた回収余剰として、利益計算の結果、決まってくるとされている。つまり、企業会計上、資本の評価は、拠出資本と企業活動の全体から生じた利益の留保額の合計として評価され、資本それ自身が直接の評価の対象とはされない。それゆえに、資本は株式の時価で評価しないし²⁷、株式の時価が変動しても、資本の減少や利益の資本組入れなどの法的手続

²³ 川村[2004]pp.89-90 参照。なお、ここでの議論は、誰を利益の帰属者と捉えるかによって見方が異なる可能性があるとしつつも、差し当たり、所有主に帰属する利益の計算を前提として説明されている。

²⁴ 例えば、優先株式を負債として表示すれば、それに関する配当（優先配当）は負債利子と同様に利益計算の過程において費用として計上されるのに対して、資本として計上される場合には、優先配当は普通配当と同様に利益処分の承認時（または配当宣言時）に利益処分項目として認識される。

²⁵ 例えば「金融商品に係る会計基準」第三・五を参照。

²⁶ 例えば、「金融商品に係る会計基準」第三・四を参照。

²⁷ この点、経済学的にみた株価時価総額（株主への予想キャッシュフローの現在価値）は、市場すなわち投資家・株主の立場から資本を時価評価したものと一致するとされている（例えば日向野[2005]p.223 参照）が、会計では、こうしたかたちで資本を評価することは適当でないとの

を行わない限り、拠出資本の額はそのまま維持され、留保利益の額にも直接に影響を及ぼすものではないとされている。

このように、資本と利益を区分し、適正な利益計算を行う観点からは、請求権者から資金の提供を受けた時点で、拠出資本として永久に利益計算とは隔絶される部分をそれ以外の部分と切り離す必要があると考えられている。

もっとも、上記 2 つの観点から負債と資本を区分する必要性の程度は、会計主体論（会計を誰の観点から行うかという「企業観」に関する理論）のうち、いずれの見方に立つかによって異なるとの見方もある。例えば、企業の所有主を会計主体と捉え、その観点から会計を組み立てる資本主説では、資産および負債は所有主に帰属するものであり、資本は資産から負債を控除した差額として、所有主の持分を表すとされる。この立場からは、負債は資本主に対して支払いが要求される義務であり、自己持分を減額するもの（消極資産）として、資本（正味資産）とは明確に区分されなければならないということになる。また、収益および費用、さらには利益も所有主持分に帰属するものと考えことから、利益計算において、所有主持分（資本）が明確に他者の持分（負債）と区分されていることが重要な前提となる。他方、所有主から独立した経済主体である企業そのものを会計主体として捉える企業主体説では、貸借対照表の借方は企業主体が所有する経済的資源を表し、その貸方は広く企業主体に対する利害関係者の持分を表すものと捉えられる。これによれば、負債と資本は、それぞれ債権者持分と所有者持分を表しており、企業主体に対する持分あるいは請求権という意味で共通している。よって、必ずしも資本主説のように消極資産と正味資産という意味で明確に 2 つに区分される必要はなく、2 つ以上の区分も考えられるし、そもそも区分せずに優先劣後の関係を相対的に表示すれば足りるとの考え方も成り立つとされる。また、利益計算の観点からも、企業全体に帰属する利益を計算する場合であれば、特に利益計算の観点から負債と資本を区分する必要性は乏しいということになる²⁸。

このほか、負債と資本の区分の意味は、会計における利益の捉え方につき、資産負債アプローチと収益費用アプローチ²⁹のいずれをとるかによっても異なる

見方が強い。

²⁸ こうした観点から、かつては米国やドイツでも、負債と資本の同質性を強調し、両者の区別の必要性を否定する見方が強かった点につき、例えば篠原[1998]pp.76-77 を参照。

²⁹ 資産負債アプローチとは、貸借対照表に計上する資産・負債の概念、その認識基準や測定基準から出発し、資産・負債の差額（資本の当期増減額）から資本取引による増減額を控除した残額をもって利益と捉えるアプローチをいう。他方、収益費用アプローチとは、収益・費用から出発し、それらを期間的に対応させた差額をもって利益と捉えるアプローチをいう。なお、これらは資産負債観、収益費用観とも呼ばれているが、本稿では、資本負債アプローチ、収益費用アプ

るとの見方がある³⁰。すなわち、資産負債アプローチに依拠すれば、期間利益は、「期中における企業の純資産の全変動のうち、出資者からの投資と出資者への分配による変動分を除いたもの」と理解されており、純資産（資本）が資産と負債との差額として示されることから、利益計算にとって資産と負債の概念（よって負債と資本の区分）とそれらの評価が決定的に重要な事項となる。他方、収益費用アプローチでは、収益と費用の対応によって利益が資産・負債・資本のストックの評価とは別個に算定される構造となっているので、利益計算上、資本コストの帰属問題を別にすれば、負債と資本とがどのように区別されるかは重要でないということになるとされている。

このように、企業会計上、貸借対照表の貸方を資本と負債に区分することの必要性については、前提とする会計観の違いによって異なる議論が可能であるものの、少なくとも現状では、主に請求権の優先劣後関係の表示および利益計算の基礎の提供という観点から、両者を区分することが必要との見方が国際的にみて主流といえる。

（３）資本の範囲

企業会計上、資本は、利益あるいは負債と区分される必要があるとする場合、次に問題となるのは、それらをどのようなメルクマールに基づいて区分するかという点である。この点、前述のように、現行基準では、原則として負債に計上されたものは利益計算に影響を与え、逆に利益計算に影響を与えるものは負債に計上されるのだとすれば、資本と利益の区分問題は、資本と負債の区分問題として論じることが可能であろう³¹。そこで、ここでは、企業会計上の資本の範囲につき、資本と負債の区分問題の観点から考察することとする。

資本と負債の区分方法については、負債とは何かを明確にし、それ以外の貸借対照表貸方項目は認識を否定するか資本として区分するというアプローチ（負債確定アプローチ）と、資本とは何かを明確にし、それ以外の貸借対照表貸方項目は認識を否定するか負債として区分するというアプローチ（資本確定アプローチ）があるとされている。このうち は、ストックの変動に基づいて利益を算定するという資産負債アプローチと適合し、 は、取引フローに基

ローチと呼ぶこととする。

³⁰ 徳賀[2003a]p.23。

³¹ 例えば、斎藤[2004]では、ストック・オプションの会計処理を巡る問題に関して、「資本金で負債と持分の分類が問われるのは、それが資本と利益の区分にかかわるからである」(p.2)とし、また徳賀[2005]p.170 でも、資本と負債の区分方法は、資本と利益の区分方法でもあるとされている。

づいて利益を算定するという収益費用アプローチとのみ適合するといわれている³²。よって、資産負債アプローチが主流となっている現在では、資本と負債の区分についても、の負債確定アプローチがとられる傾向にある³³。例えば、米国基準では、資産を「過去の取引または事象の結果として、ある特定の实体による取得または支配されている、発生の可能性の高い将来の経済的便益である」(SFAC 6, par.25、訳書 p.237)と定義し、また負債を、「過去の取引または事象の結果として、特定の主体が、他の实体に対して、将来、資産を譲渡したまたは用役を提供しなければならない現在の債務から生じる、発生の可能性の高い将来の経済的便益の犠牲である」(同 par.35、訳書 p.301)と定義したうえで、そうした資産から負債を控除した残額を持分または純資産として定義づけている(同 par.49、訳書 p.308)。

この点、日本では、前述のとおり、「企業会計原則」において、貸借対照表の貸方を負債の部と資本の部に区分することを規定しているものの、どのようにして両者を区分するのかの判断基準は示されていないし、そもそも何が負債で何が資本かという定義も示されていない。ただ、これまでは、商法における資本維持・充実原則(3.(1)参照)の影響を受けて、商法や会計基準によって資本に区分される項目が明示され、それ以外を負債にするという、いわゆる資本確定アプローチに近い考え方がとられてきたとされている^{34, 35}。

³² 徳賀[2003a]p.19 参照。

³³ こうした背景には、資本に比べて負債のほうが明確な定義を行いやすいという考え方があるとの指摘がある(日向野[2005]p.222)。

なお、この点に関し、徳賀[2003a]は、現行の会計観が収益費用観と資産負債観とのハイブリットな構造となっていることを反映して、基本的には負債確定アプローチ(ストック・アプローチ)を採用しながら、損益計算の視点(フロー・アプローチ)から資本取引を明確化して部分的に資本確定アプローチを採用する方法があり得るかもしれないと述べている。

³⁴ 例えば徳賀[2005]では、「商法は明確な資本確定アプローチを採用してきたわけではないが、資本の維持・充実という観点から資本でないものを資本の部に記載することを拒否してきた」(p.178)との見解が示されている。もっとも、商法においても、貸方項目の区分については、従来より、法的債務であるものを負債とし、それ以外は資本とするという議論が多くみられるほか、基本的に資産から負債を控除した純資産額を配当可能限度額算定の出発点として扱ってきたことを考えると、少なくとも配当可能限度額算定の目的からは負債確定アプローチのほうが親和的であったとの見方も可能とされている。

³⁵ 資本確定アプローチをとる場合の方法としては、法令の規定に準拠するほか、会計上、維持すべき資本(維持資本)とは何かという観点から、資本を定義づける方法も考えられる。維持資本の概念に関しては、従来、どのような会計主体を前提にして維持資本を考えるのかという会計主体論の切り口と、どのような測定単位と評価基準で維持資本を定めるのかという価格変動会計の切り口から議論がなされてきた(例えば醍醐[2004]pp.239-240 参照)。

の会計主体論とは、前述のとおり、会計を誰の観点から行うかという「企業観」に関する理論であり、資本主説と企業主体説に大別される。資本主説によれば、企業会計上の維持資本を出資者の拠出資本に限定するという狭義説に帰着する。他方、企業主体説によれば、維持資本の範

こうした中、冒頭で述べたとおり、2004年7月に公表された「討議資料」では、まず資産を「過去の取引または事象の結果として、報告主体が支配している経済的資源またはその同等物をいう」と、負債を「過去の取引または事象の結果として、報告主体が支配している経済的資源を放棄もしくは引き渡す義務、またはその同等物をいう」と定義したうえで、それらの差額を「純資産」とし、さらに当該純資産を資本とその他の要素に区分するという方法が示されている（「構成要素」4-6項）。こうした方法は、厳密には上記2つのアプローチのいずれとも異なるものであるが、まず負債を定義づけているという点では、負債確定アプローチに近い考え方に基いているとの見方が可能とされている³⁶。

負債確定アプローチをとる場合、負債の定義が重要となってくるが、これについては、上述の「討議資料」にみられるように、義務あるいは債務性という概念に結び付けて捉える見方が、現在では有力のようである³⁷。もっとも、こうしたアプローチに対しては、負債と資本の両方の性格を有する金融商品の登場や、自社株を義務決済の手段とする取引の増大によって、義務あるいは債務性という基準からは、負債と資本のいずれに分類してよいか確定できないケース等が生じている³⁸。また、債務性の有無で負債と資本を区分するという考え方は、例えば30年後に返済期限の到来する債務と1年後に償還期限の到来する償還株式といった、債務性以外の要因の相対的な関係を負債と資本の区分によって表現することが困難であるとか、企業の財務状態のいかんによって請求権の優先劣後の関係に影響が及ぶ場合のように、状況に応じて変化する優先劣後の

囲を出資者の拠出資本に限定せず、それ以外の源泉からの資金（例えば固定資産の取得に対する国庫補助金やガス・電気等の公共事業者が利用者から受領する工事負担金等）まで拡張する広義説につながりやすいと考えられている。

また、の価格変動会計論とは、維持資本を企業が投下した貨幣資本そのものの大きさに捉える（いわば資本を本質的に貨幣とみる）のか、それとも、貨幣資本の投資対象としての財の物量（が体现する生産能力もしくは営業能力）で捉える（いわば資本を物的生産能力で捉える）のかという議論である。前者の立場は貨幣価値維持説と呼ばれ、後者の立場は実質維持説と呼ばれる。仮に貨幣価値維持説をとった場合には、次に、貨幣価値変動期にも原初名目貨幣額を維持すべき資本とするのか（名目貨幣資本維持説）、それとも貨幣価値変動分を調整したうえで原初投下貨幣資本、すなわち、購買力としての貨幣資本を維持すべき資本とするのか（実質貨幣資本維持説）が問題になるとされている（以上の点につき、例えば醍醐[2004]pp.239-24）。

³⁶ 例えば徳賀[2005]では、討議資料における負債と資本の区分方法について、「負債確定アプローチの採用という点で日本の伝統的な見解と相違している」（p.170）と述べられている。

³⁷ 例えば、わが国の「討議資料」において負債が義務概念に結びつけられて定義されているのは、海外の類似した概念フレームワークの傾向と軌を一にするものと説明されている（齋藤[2005]p.60）。

³⁸ こうしたケースとしては、転換社債の転換権、新株予約権付社債の新株予約権、自社株式を対象とした売建プット・オプション付普通株式のプット・オプション部分、強制償還株式の償還義務等が指摘されている（例えば、徳賀[2003a]、川村[2004]、板橋[2005]を参照）。

関係を描写できない等の点で問題であるとの指摘もある³⁹。さらに、普通株式であっても、自己株式の取得が原則として自由化され、自己株式が市場における価格政策的な手段として機能するようになると、リスクキャピタルとしての性格が稀薄となり、社債等と同じように負債としての性格を強めてくるとの指摘がなされている⁴⁰。

そこで、こうした区分の困難性や相対性等を踏まえ、貸方区分の必要性を否定する見解（無区分説）や、資本と負債の中間区分を設ける見解（3区分説）も主張されている。無区分説は、文字どおり、貸借対照表の貸方項目の区分を放棄する考え方である。ストックの状態表示という点、あるいは請求権の優先劣後関係を表示するという目的からは、貸借対照表貸方が区分される必要性はなく、例えば、優先劣後の関係を示すように、負債性配列なり、資本性配列なりを行えば足りるとする。ただし、こうした無区分説に対しては、前述のような利益計算の基礎を提供するという別の意義からみて問題があるとされている。また、区分がなくなることにより配列に相対的に重要な意味が期待されることになるため、配列の方法が明確にされなければならないが、配列の方法も区分の方法と同様に明確化するのが難しいとの指摘がある。

他方、3区分説にはいくつかのバリエーションがあり、大別すると、資本を普通株主持分に限定して中間的な項目を準負債とするアプローチ、逆に負債を債務性を有するものに限定して中間的な項目を準資本とするアプローチが考えられるとされている。ただし、この説に対しても、やはり利益計算の観点からは問題があるほか、上述のような負債と資本の相対性に関する問題は解決されないと考えられている⁴¹。

こうした観点から、少なくとも現状では、貸借対照表の貸方は資本と負債の2つに区分することを基本としつつ、負債および資本の定義を見直すことによっ

³⁹ 川村[2004]p.88。例えば、配当に関して普通株式に対して優先的な取扱いを受けるが、企業の清算時の残余財産分配に関しては普通株式と同等の順位となる償還優先株式の場合、優先劣後の関係が企業の財政状態によって変化するにもかかわらず、平時または清算時のいずれかにおける一面的な優先順位をもとに債務性を判断し、確定的に負債または資本に分類することが適切かという疑問が生じるとされている。

⁴⁰ 武田[2001]p.6 参照。すなわち、同論文では、株主資本の調達手段としての株式は、一方でリスクキャピタルとしての性格と、他方で残余的支払義務としての性格をもち、これら2つの性格が一体となっていると考えられている。そのうえで、前者のリスクキャピタルとしての性格を強調する場合には、自己株式の自由な取得はリスクを最終的に負担するはずの株主資本の希薄化を意味することから、自己株式の取得を禁止するとの論理につながりやすく、他方、後者の残余的支払義務という性格を強調する場合には、自己株式の自由な取得を容認するとの論理につながり、負債としての類似性が高まるとの見方が示されている。

⁴¹ 無区分説や3区分説に関する以上の点につき、例えば徳賀[2003a]、川村[2004]を参照。

て、両者の区分をより適正に行うことを目指すという方向にあるようである。例えば、米国の財務会計基準審議会（FASB）は、1990年に討議資料「負債・持分金融商品の区分および両者の特徴を併せ持つ金融商品の会計処理に関する問題の分析」（FASB[1990]）を公表して以来中断していた資本・負債プロジェクトを1996年に再開し、同プロジェクトの第1フェーズの成果として、2003年5月、SFAS 150号「負債と資本の特徴を併せ持つ金融商品の会計」を公表した⁴²。その中では、従来の負債の定義を維持する一方で、自社株式の発行義務について、それが所有関係を形成するものかどうかという観点から負債かどうかを決定する（所有関係を形成しない場合は負債として取り扱う）という、従来の負債の特徴にはみられない考え方が採り入れられている。これは、従来の負債と資本の区分を前提としつつ、負債概念を拡大することにより、負債に分類される項目の明確化を図るものと捉えられる⁴³。

なお、同プロジェクトの第2フェーズ⁴⁴における検討結果の1つとして、2005年7月に公表されたマイルストーン・ドラフトによれば、単一の構成要素からなる金融商品を区分するための原則として、所有関係と決済関係を組み合わせた新たなアプローチが提案されている。すなわち、当該金融商品の保有者が企業に対して所有関係を有しているかどうか、当該金融商品が究極的にどのような金融商品による決済を要求しているのか、という2点が問われ、この2つの関係の組み合わせで負債または資産に区分されるか、資本に区分されるかが判定される方法が検討されている。こうした方法は、企業会計上の資本につき、より積極的な定義づけを行おうとする動きとして捉えることも可能であろう⁴⁵。

⁴² 以下の点を含め、FASBの負債・資本の区分プロジェクトについては、例えば板橋[2005]、山田[2005b]を参照。

⁴³ また、IASBでは、「改善プロジェクト」の一環として、2004年3月、IAS 32号が改訂され、金融負債の定義が見直された。従来は、自社の持分金融商品で決済される契約のうち引き渡す公正価値が固定されている義務（当該持分金融商品の公正価値の変化によって決済される株式数は可変）について金融負債とされていたが、見直しの結果、それ以外の自社株式の発行義務についても金融負債に含まれるようになった（板橋[2005]参照）。

⁴⁴ 第2フェーズでは、資本（株主持分）の性質を有する金融商品について、その発行体が当該金融商品を資産、負債または資本のいずれとして表示するかを決定するための原則を設定し、さらに、この原則と首尾一貫するように、資産、負債および資本の定義を改訂することが目的とされている。

⁴⁵ IASBにおいても、2004年4月に開催されたIASBとFASBとの合同会議において、将来、自らのプロジェクトとして負債と資本の区分問題を取り上げることにつき合意がなされている。その一環として、上述の第2フェーズに関するFASBの現時点での検討結果が、2005年4月のIASB会議で報告されている（山田[2005b]参照）。

3. 会社法制における資本の捉え方⁴⁶

(1) 従来考えられていた資本制度の主な意義⁴⁷

イ. 現行商法の規定

商法上の資本制度は、資本金⁴⁸と法定準備金によって構成されている⁴⁹。

このうち、資本金は、会社財産を確保するための基準となる計算上の数額であると定義され、現行法では、1,000万円以上であることが義務づけられている（最低資本金制度：商法168条ノ4）。こうした資本金を企業が充実維持するために、商法は、第1に、株式会社の設立および新株発行において資本金に相当する財産が実際に企業に拠出されるのを確保することを要求している。これを資本充実の原則という⁵⁰。第2に、このようにして拠出された会社財産が業績のいかんにより減少することは避けられないとしても、企業の自治的な措置により会社財産の一部が社外に流出して会社財産が資本金額未満となることを避ける必要があるとして、企業の存続中、資本金の額に相当する財産が実際に企業に維持されることが要求されている。これを資本維持の原則という⁵¹。そして、資本金の減少は、株主および債権者の双方の利益に影響を及ぼすことから、それが可能な場合が限定されるとともに、厳格な手続が要求されている⁵²。

⁴⁶ 以下の検討は、株式会社を対象を限定している。

⁴⁷ ここでの記述は、主に、森本[2001]、弥永[2003]、江頭[2004]、神田[2005]、前田[2005]を参照している。

⁴⁸ 脚注5で触れたとおり、会計学および商法施行規則でいう資本金は、現行の商法上、単に「資本」と呼ばれている。しかしながら、本稿では、会計学との比較検討を行ううえでの分かりやすさ等から、現行法上の「資本」も「資本金」と呼ぶこととする。そのうえで、単に資本という場合は、特に断りのない限り、資本金のほかに資本準備金および利益準備金を合わせた意味で用いている。

⁴⁹ このほか、広義の資本を構成するもの(貸借対照表の資本の部に計上されるもの)として、「その他資本剰余金」や「任意積立金」があるが、これらは強制的に積立てが要求されるものではないことから、ここでは省略する。

⁵⁰ 現行法でいえば、例えば発行価額の全額払込・現物出資の全部給付の要請(商法170条1項、172条、177条1項、3項、280条ノ7、280条ノ14・1項)、現物出資等の厳格な調査(同173条、181条、184条、185条、280条ノ8)、発起人や取締役等の引受・払込・給付担保責任(同192条、280条ノ13)、現物出資不足額填補責任(同192条ノ2、280条ノ13ノ2)、株主からの相殺の禁止(同200条2項)等の規定が、この原則を具体化したものとされている。

⁵¹ 現行法でいえば、利益配当規制(商法290条1項)、中間配当規制(同293条ノ5・3項、4項)、自己株式取得の財源規制(同210条3項、210条ノ2、240条ノ3ノ2・5項)等が、この原則を具体化したものとされている。

⁵² 現行法上、資本金の減少が可能な場合は、事業の縮小等により不要となった会社財産を株主に返還する場合と、損失を被った企業が現在の資本金のままでは利益配当を行える見込みが

このような資本金を拡充補完するものとして、法定準備金制度が設けられている。現行法では、その財源および積立ての趣旨の違いによって、資本準備金と利益準備金という2つの制度が設けられている⁵³。

資本準備金は、本来資本金に組み入れられるべきものを、企業財務の柔軟性を高める等の目的から、資本金よりも拘束性が弱いものとして積み立てることを許容するものである。具体的には、現行法上、株式の発行価額のうち資本金に組み入れなかった額（払込剰余金）、株式交換差益、株式移転差益、新設合併差益、吸収分割差益、合併差益が計上される（商法 288 条ノ 2）。当該積立ては、上述のような資本取引がなされた際に、株主総会の決議等の特別な手続なしに当然に生じると考えられており、積立限度額も設けられていない。その一方で、資本準備金の積立ては、配当可能利益を減少させるかたちで株主の利益に影響することを踏まえ、一般に、資本準備金への計上となる取引（場合）は上記 ~ に限定されると解されている⁵⁴。

他方、利益準備金は、資本準備金がないかまたは少ない企業において、将来企業の経営が悪化した場合に取り崩して資本の欠損填補⁵⁵に当てることができるよう、企業が利益処分等を行う際に利益の一部を割いて積み立てることが要求されるものと捉えられている。こうした一定の法定準備金がないと、ある営業年度に当期損失が生じた場合に直ちに純資産額が資本金の額を下回りかねないためである。現行法では、資本準備金と合わせて資本金の4分の1に達するまで、毎決算期に利益処分として支出する金額の10分の1以上、および、中間配当をするごとにその分配額の10分の1を積み立てることが要求されている（商法 288 条、498 条 1 項 21 号）。

これらの法定準備金（資本準備金および利益準備金）についても、資本維持原則が適用され、取崩し（使用）が可能な場合が限定されているうえ、厳格な手続が要求されている。もっとも、それらの要件は、資本金の場合よりも緩和

ないときに、欠損を填補し、将来の利益配当を可能とするために行われる場合に限定されている。また、資本金を減少するためには、株主総会の特別決議（商法 375 条 1 項・3 項）と債権者保護手続（異議申述公告 同 376 条 1 項 等）が要求されている。

⁵³ 資本準備金および利益準備金の現行の規制、沿革、趣旨等の詳細については、例えば弥永[2003]、江頭[2004]、神田[2005]等を参照。

⁵⁴ 江頭[2004]p.504。

⁵⁵ 資本の欠損とは、資本金と法定準備金の合計額が純資産より大きいことをいう。この場合の「資本」とは、単なる資本金だけでなく、法定準備金も含めた概念である。つまり、資本金と準備金の合計額を純資産額から控除した額が資本の欠損であり、準備金を資本の欠損填補に使用するとは、準備金の額を資本の欠損に相当する分だけ減少させることである（例えば、前田[2005]pp.572-573 参照）。

されている⁵⁶。

ロ．資本制度の意義

こうした資本金および法定準備金によって構成される資本制度は、伝統的には、株主有限責任原則の代償として会社債権者を保護するとともに、健全な企業活動の基盤を確保するために不可欠な株式会社の基本的制度であると説明されている。そのため、現行法では、基本的に、株式引受人が拠出した資金ないしそれに準ずるものは資本金に組み入れるか資本準備金として積み立てることを義務づけ、配当原資とすることを禁止している(出資の払戻禁止原則)。また、資本金や法定準備金に相当する会社財産を維持したうえでなければ利益の配当を行ってはならず、自己株式の取得も制限されると考えられている(資本維持原則)⁵⁷。

もっとも、資本金および法定準備金は、現実の会社財産として存在する必要はなく、会社財産を企業内に拘束するための一定の観念的数額であると考えられている⁵⁸。すなわち、前述のとおり、商法上の資本金とは、会社財産を確保するための基準となる「計算上の数額」と定義され、また、法定準備金とは、法律の規定により、資本の部に計上することを要する「計算上の金額」と定義さ

⁵⁶ 現行法上、法定準備金は、資本の欠損填補のほか、資本金への組入れのために使用(金額を減少)可能とされており(商法 289 条 1 項、293 条ノ 3)、減少のための手続要件も資本金の場合より緩和されている。すなわち、は株主総会の普通決議(委員会等設置会社では取締役会決議)によって、は取締役会決議(委員会等設置会社では執行役への委任可能)によって行うことが可能(商法 283 条 1 項、281 条 1 項 4 号、293 条ノ 3、商法特例法 21 条ノ 31・1 項、21 条ノ 7・3 項)であるうえ、債権者保護手続も不要とされている。さらに、3.(2)ロ.(イ)で述べるように、2001 年 6 月の商法改正により、法定準備金のうち、資本金の 4 分の 1 を超える金額については、上記、以外の目的に使用することができるとされた(商法 289 条 2 項前段)。

⁵⁷ すなわち、企業が株主に対して配当可能な額は、貸借対照表上の純資産から商法 290 条 1 項各号所定の金額を控除して算定することが要求されるが、そうした控除項目として、資本金の額、資本準備金および利益準備金の合計額、当該決算期に積み立てることを要する利益準備金の額が含まれている。また、取得可能な自己株式の総額は、原則として、配当可能限度額から、当該定時総会で確定した社外への利益処分額および利益準備金の資本金組入額の合計額を控除した額を限度とするものと規定されている(商法 210 条 3 項)。さらに、期中に中間配当として金銭を分配する場合も、その限度額は、資本金や法定準備金に相当する額を維持し得る方法によって算定される(同 293 条ノ 5・3 項)。そして、自己株式を取得し、または中間配当を行った場合において、営業年度の終わりに商法 290 条 1 項各号の金額の合計額が純資産額を下回ったときは、取締役は、注意を怠らなかつたことを立証しない限り、連帯して企業に対して賠償責任を負うものとされている(同 210 条ノ 2・2 項、293 条ノ 5・5 項)。

⁵⁸ 弥永[2003]p.3 参照。

れる⁵⁹。そして、これらの要素から構成される商法上の資本制度は、株主と会社債権者との利害調整のために設けられたいわば政策的な制度であって、第一義的には配当可能限度額計算のための概念（配当規制との関係で意味を持つ制度）であると捉えられている⁶⁰。

（２）最近の商法改正による資本制度の変容

イ．背景

このように、従来、商法においては、資本制度による債権者保護機能が重視されてきた。こうした考えは、1880年の商法の制定当初から存在していたし⁶¹、また、利益準備金として計上する額を増加させる（広義での資本を充実させる）方向での商法改正が度々行われてきた。例えば、1899年の商法改正では、額面を超える発行価額で株式を発行した場合の額面超過額は、資本金の4分の1に達するまで準備金に組み入れることとされた。また、1938年改正では、資本の欠損填補以外に準備金を使用することが禁止された。さらに、1962年改正によって、利益準備金の積立額が、利益配当額の10%以上と強化され、1974年改正により中間配当が導入された際には、中間配当額の10%についても利益準備金として積み立てることが要求されるようになった。加えて、1990年改正において

⁵⁹ よって、例えば法定準備金の使用という場合も、現実に金額を使用するのではなく、金額を減少させるにすぎない。

⁶⁰ こうした点から、弥永[2003]では、商法上の資本概念と会計上の資本概念の違いにつき、「容器の大きさ」と「容器の中身」の違いとして説明されている。すなわち、「商法上の資本あるいは法定準備金の概念と会計上の剰余金概念との間には一定の関係は存在するとしても、（中略）商法上の資本あるいは法定準備金はいわば容器の大きさを示すものであるのに対し、会計学上の剰余金（利益剰余金および資本剰余金）は、会社財産（純資産）そのものの貨幣的評価を基礎とするものと考えられ、いわば容器の中に入っている水を表していると考えられる」とし、「この結果、商法上の資本あるいは法定準備金の額は一定の手続を踏まなければ変動しないのに対し、会計学上の剰余金は基本的には会社の取引によって変動するものであり、この点でも異なることになる」（p.4）と指摘している。そのうえで、「このように考えてみると、商法は、大雑把に言えば、会社財産には色はついていない、会社財産と資本や法定準備金あるいは剰余金との関係について、まず会社財産は会社の取引等によって全体として変動するものと考え、その結果、期末に存在する会社財産全体をまず資本と法定準備金という容器に詰め込んで、溢れた部分が剰余金であるという見方をしている。これに対して、会計上は、むしろ、法定資本（＝資本金）に対応する会社財産、資本剰余金に対応する会社財産、利益剰余金に対応する会社財産というものがあって、損益取引では利益剰余金に対応する会社財産だけが変動し、資本取引では資本金に対応する会社財産あるいは資本剰余金に対応する会社財産が変動すると考えているのではないかと推測される」（p.5）と述べている。

⁶¹ 例えば、1890年の商法では、資本金の4分の1に達するまで利益の5%以上を積み立てることが要求されていた。なお、この点を含め、商法上の資本制度に関する商法改正の変遷については、例えば尾崎[2002a]、弥永[2003]、秋坂[2005a]、小林[2005]を参照。また、配当規制の変遷につき、例えば尾崎[2002b]、秋坂[2005b]を参照。

は、利益配当以外の利益処分額（役員賞与等）についても、その10%以上を利益準備金に積み立てることが要求されるなど、利益準備金への積立てが強化されてきた。また、1,000万円の最低資本金制度も、1990年の改正時に導入されたものである。

その一方で、資本制度およびそれに基づく配当規制については、債権者保護あるいは債権者と株主の利害調整手段としてみた場合、その限界と弊害も指摘されていた。例えば、債権者保護の観点からみた資本制度の限界としては、資本が損失のクッション（緩衝材）として適切な金額である保証はないこと、利益配当以外のかたち（例えば、役員報酬や企業が株主から借用している物件の賃料など）で会社財産の株主への移転（隠れた利益配当）が可能なこと、経営不振による現実の会社財産の減少を阻止できないこと、等が指摘されている⁶²。また、その弊害としては、例えば企業の機動的弾力的な財務構成の変更にとって無用の制約になっているとの批判がみられる⁶³。このような点を踏まえると、そもそも商法の観点からは、会社債権者に対する債務の弁済に支障をきたさなければ十分であり、そうであるとすれば、配当の時点で会社債権者に対する債務を弁済することができる状態にあり、かつ、配当によって、会社債権者に対する債務の弁済期における弁済ができない状態になることが合理的に予想されない場合には配当をなし得る（いわゆる支払不能基準の採用）としてもよいはずであるとの見方がある⁶⁴。

こうした資本制度による債権者保護機能への疑問は、特に、米国において、1970年代後半以降、従来の法定資本制度を廃止し、法定資本に依拠しない分配制限規制を設ける動きが多くみられるようになったことを受けて、一層強調されるようになった。すなわち、米国では、資本制度は、債権者保護のための事前規制として機能していないし、そのように機能することが期待されているともいえないと考えられており、配当や自己株式取得に関する規制は、法定資本概念に依拠する基準ではなく、自己資本比率や流動比率のような財務状態についての基準に期待がかけられたり、支払不能基準だけが現実に機能するという現実が正面から是認されている⁶⁵。そのうえで、債権者の保護は、むしろ、まず

⁶² 吉原[1985a]、伊藤靖史[2001]、弥永[2003]等を参照。なお、資本制度を通じた債権者保護の意義については、藤田[2002a、b]も参照。

⁶³ 森本[2001]p.5。

⁶⁴ 弥永[1998]p.18、同[2003]p.188。

⁶⁵ 例えば、模範事業会社法（米国法曹協会によって公表されるモデル法。米国では、各州の州法が資本制度および配当規制を規定しているが、現在、その多くが模範事業会社法に倣っている。）では、企業が支払不能あるいは配当により支払不能に陥る場合には配当してはならないという「実質的支払不能テスト」を課したうえで、負債総額および（基本定款に別段の定めがない

は債権者自身による契約条項等を通じた自衛に委ねられ、法的ルールは事後規制として期待されているにすぎない。この点で、わが国において、従来、商法による事前規制が重視されてきたこととは対照的であるとされている⁶⁶。

さらに、会計・開示・監査制度の発展や、金融手法の革新による企業の資金調達・財務内容の複雑化・多様化も、従来の資本制度を通じた債権者保護に対する見直しを促したとの指摘もみられる。例えば、森本[2001]は、「資本制度は、会計制度や開示制度が十分には発展していなかった時代においては、会社債権者保護のため重要な役割を演じてきたとして評価することができる。しかし、会計制度ないし企業の財務内容の評価方法とその監査制度さらには開示制度が格段に進歩した現在、資本制度の根本的な見直しが求められているのである。とりわけ、企業活動が多様化するとともに、金融手法の革新により企業の財務内容が複雑化した今日、一定の数額を公示してそれに相当する純資産の維持に配慮する画一的規制としての資本制度の意義は減少しつつある。その例として、金融機関の財務の健全性が資本制度とは異質の自己資本規制比率により判断され、アメリカの配当規整は資産負債比率基準や支払不能基準に依拠するようになっていくことがあげられよう⁶⁷」(p.5)と述べている。

ロ．改正の内容

以上のような状況を背景として、最近の商法改正においては、資本金や法定準備金の拘束性を緩和し、配当や自己株式の取得等を通じた会社財産の社外流出を容易化する傾向が強まっている。そうした兆しが顕著に現れたのは、2001

限り)清算に際して残余財産分配優先権を有する株式(自己株式を除く)に対して支払うべき最高額との合計額を分配後の資産総額が下回らない範囲で分配が認められている。また、1977年に施行されたカリフォルニア州会社法典では、留保利益の範囲内での分配を認めるほか、分配直後に資産総額が負債総額の1.25倍以上で、かつ流動資産の合計額が少なくとも流動負債の合計額に等しい場合に分配可能というように、財務比率や流動比率によって分配規制がなされている。これらに対して、例えば1979年改正前の模範事業会社法では、剰余金を表示資本(わが国の資本金に相当)を超える企業の純資産、利益剰余金を剰余金のうち企業設立時あるいは資本金の欠損填補時以後の純利益と損失の差額、とそれぞれ定義したうえで、原則として、利益剰余金の範囲内でのみ配当できるものと定められていた(以上につき、弥永[2003]pp.176-178参照)。なお、米国における配当規制の詳細や、それらを含めたさまざまな配当規制の方法については、弥永[2003]のほか、吉原[1985a、b]、安藤[1998]、弥永[1998]、岸田[2001]、伊藤靖史[2001]、片木[2005]等を参照。

⁶⁶ 以上の点につき、伊藤靖史[2001]p.15参照。なお、ヨーロッパの会社法制においても、米国や2001年6月改正以後のわが国の商法と比較して、伝統的な資本制度が維持されているものの、その緩和を主張する見解も強まっていることにつき、例えば片木[2005]を参照。

⁶⁷ 脚注65参照。なお、資産負債比率基準とは、例えばカリフォルニア州会社法典で採用されているような分配規制方法を指すものと思われる。

年6月の商法改正であり、さらに2005年6月に成立した会社法において大幅に前進された。以下、資本制度に関するこれらの改正内容について、概観する⁶⁸。

(イ) 2001(平成13)年6月商法改正⁶⁹

2001年に行われた商法改正のうち、6月の改正では、資本制度に関して、額面株式の廃止および払込資本の資本金と資本準備金への配分に関する規制緩和、法定準備金の使途に関する規制緩和、減資差益の資本準備金への繰入規制の廃止、自己株式の取得・保有に関する規制緩和と種類株式の多様化、法定準備金の積立てに関する規制緩和、法定準備金による資本の欠損填補における順序規制の廃止が行われた。これらの改正は、資本金や法定準備金の払戻し・配当財源化を容易にするとともに、資本準備金と利益準備金の区分を緩めたものと捉えられている⁷⁰。

すなわち、は、株式発行時の資本金への組入額に関する条件につき、株式発行価額の総額(払込資本額)の2分の1以上を組み入れること(商法284条ノ2)のみを条件とするかたちで緩和したものである⁷¹。これにより、改正前と比べて、払込資本額の配分について、払戻(減資)手続の厳格な資本金への繰入額の減額と、相対的に容易な資本準備金への繰入額の増額が可能となった。

は、法定準備金の使途につき、資本の欠損填補と資本金への組入れにしか使用できないとする従来の規制を緩和し、資本準備金と利益準備金の合計額から資本金の4分の1に相当する額を控除した額を限度として、これら以外の目的(「その他の目的」)による使用(取崩し)を認めたものである(同289条2項前段)⁷²。これにより、例えば、持株比率に応じて株主に分配する、自己株式買

⁶⁸ なお、ここでは、前述した従来考えられてきた資本の意義のうち、主に資本維持の原則に関する改正について取り上げる(資本充実の原則に関わる改正等の概要については、例えば島原[2005]を参照)。

⁶⁹ 2001年6月の商法改正については、主に、森本[2001]、安藤[2002]、弥永[2002、2003]、尾崎[2002a、b]、岸田[2001]、野口[2004]、秋坂[2005a]、江頭[2004]、前田[2005]を参照している。

⁷⁰ 例えば、安藤[2003]p.4以下、岸田[2001]p.21を参照。

⁷¹ 当該改正前も、株式発行価額の総額の2分の1以上を資本金に組み入れなければならないとされていたが、こうした条件に加えて、額面株式を発行した場合には最低限その券面額総額を、無額面株式を発行した場合には最低限1株につき5万円を、資本金に組み入れなければならないと定められていた。

⁷² 当該改正前、法定準備金は、資本の欠損填補および資本金への組入れ以外には、「株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律」の1998年改正に基づき、公開会社の資本準備金を一定の手続により株式の任意消却に用いることができるのみであった。しかし、当該任意消却については、なぜ資本準備金だけが使用可能なのか、なぜ公開会社株式の任意消却だけなのか等、さまざまな疑問が提起されていた。2001年改正は、これらの批判に応じて制度の整合性を図った

受けの財源とする、資本取引上生じた差損（例えば減資差損等）を消去する等の目的で、法定準備金を取り崩すことが認められる⁷³。こうした法定準備金の取崩しは、以後、配当可能限度額の算定における控除額を減少させることを通じて、配当可能限度額の増額が可能になる⁷⁴。は、これまで、減資差益は資本準備金へ繰り入れるとする従来の規定（2001年改正前商法288条ノ2）を削除するものである⁷⁵。当該改正は、と同様、配当可能限度額の算定における控除額の減少を通じて、配当可能限度額の増額をもたらすとされている。そして、は、従来は例外的にしか認められていなかった自己株式の取得・保有につき、取得事由および保有に関する制限を撤廃し、利益処分後の配当可能限度額の範囲であれば原則として自由に取得し、また保有し続けることを認めたものである。こうした自己株式の取得は、実質的には資本の払戻しに当たるため、この改正もまた、資本制度の緩和の1つとして捉えることが可能とされている。

さらに、の自己株式に関しては、その買受けについて内容の異なる数種の株式の発行を認める（商法222条1項3号）というかたちで、いわゆる種類株式（普通株式とは内容の異なる数種の株式）のさらなる多様化が図られた。これにより、企業は、あらかじめ買受けを予定した株式（以下「買受対象株式」という。）を発行することが可能となった⁷⁶。なお、種類株式に関しては、引続き行われた2001年11月の商法改正において、定款で、一定の事由が生じた場合に、株主の請求によることなく、企業が一方的にその発行したある種類の株

ものと説明されている。なお、2003年改正前は、法定準備金を減少しても、自己株式買受けの財源にできるのみであって、当該営業年度の中間配当財源とすることは認められていなかった。これが、同改正により、中間配当財源として用いることもできるようになった（商法293条ノ5・3項5号）。

⁷³ 江頭[2004]p.506 参照。

⁷⁴ こうした「その他の目的」による法定準備金の使用は、資本金の欠損填補を目的とする場合と同様に、株主総会の普通決議で行うことが可能とされている（商法289条2項）。もっとも、株式会社の法定準備金は、本来、その全額が資本金と同様に債権者のために維持すべき金額であるとの考えのもと、上記、以外の目的で使用する場合には債権者保護手続が必要であるとして（商法289条4項、376条、380条）手続面での強化が図られている（江頭[2004]p.508 参照）。

⁷⁵ 減少させた資本金の額が払戻しにより減少した資産の額あるいは資本金の欠損填補に充てられた額を超える場合、その差額を減資差益という。減資差益は、2001年商法改正前までは、資本準備金となるものとされていた（同改正前商法288条ノ2・1項4号）。しかし、資本準備金としたのでは、それを株主に払い戻そうとすると、再度債権者保護手続をとらなければならないが、その必要性は乏しいとして、2001年改正により、減資差益は、資本準備金ではなく、その他資本剰余金となる（商法施行規則70条）ものとされた（江頭[2004]p.623）。

⁷⁶ こうした株式は、買い受けて消却すれば、償還株式（株式の発行段階で、あらかじめ定款の定めにより配当可能限度額の範囲で消却することが予定されている株式）と同様の機能を持たせることができるが、いわゆる金庫株として保有しておくことも可能な点で、償還株式とは異なるとされている（前田[2005]p.95 参照）。

式を他の種類の株式に一齐に転換するという条項（強制転換条項）を定めて発行することが、法制度上、認められるようになった（同 222 条ノ 8）⁷⁷。これにより、例えば、買受対象株式や償還株式⁷⁸への強制転換条項付で種類株式を発行することにより、株主の請求によることなく、実質的な資本の払戻しを行うことも可能となった。

は、利益準備金につき、従来は資本金の 4 分の 1 に達するまで積み立てることが要求されていたのに対して、資本準備金と利益準備金を合わせて資本金の 4 分の 1 まで積み立てればよいとするものであり（商法 288 条）は、法定準備金を資本金の欠損填補に充てる場合の順序に関する規定⁷⁹を削除するものである。こうした改正により、資本準備金と利益準備金の違いは、資本準備金については、その法定積立額を超えても要件を充足する限り、必ず積み立てなければならないのに対して、利益準備金については法定積立金がすでに存在する場合にはさらに積み立てる必要はないという点に関してのみとなり、資本準備金と利益準備金の積立ておよび使用に関する違いが、従来よりも小さくなったとされている⁸⁰。

（ロ）会社法の成立

2001 年 6 月の商法改正でみられたような資本制度を緩和する動きは、2005 年 6 月に国会で可決・成立された「会社法」において、さらに顕著にみられる。その一方で、資本準備金と利益準備金の区別については、会社法をみる限りではさらに緩和されたかのように捉えられるものの、2005 年 11 月に公表された「株式会社の計算に関する法務省令案」（以下、「法務省令案」という。）では、むしろ厳格化される方向にあると考えられる。

具体的には、資本制度に関連して、次のような改正がなされている⁸¹。

⁷⁷ 同改正前でも、ある種類の株式の株主に他の種類の株式に転換することを請求する権利（転換権）を与えるかたちで発行される株式については転換株式として商法の規定があったが、強制転換条項付株式については、実務上は行われていたものの、明文規定が存在していなかった。2001 年 11 月改正は、そうした実務に法的裏づけを与えたものとされている。

⁷⁸ 脚注 76 参照。

⁷⁹ 当該改正前は、まず利益準備金を充て、それでも不足する場合に限り、資本準備金も充てることができるとされていた（2001 年改正前商法 289 条 2 項）。

⁸⁰ こうした改正を受けて、例えば岸田[2001]では、「これらの改正規定を総合的に考えると、資本準備金の性質が大幅に変更されたことばかりでなく、法定準備金である資本準備金と利益準備金との区別も事実上撤廃されたと考えるべきであろう」（p.21）と述べられている。

⁸¹ 会社法およびその前提となった「会社法制の現代化に関する要綱試案」、「同要綱案」に関する本稿での記述は、主に、神田[2004、2005]、秋坂[2005b]、江頭[2005a、b]、太田・石塚[2005]、

（最低資本金制度の廃止）

第 1 に、資本金⁸²の額は 1,000 万円以上であることという最低資本金制度に関する規定が廃止された（会社法 445 条参照）。その結果、企業は、資本金 1 円でも設立可能であるほか、設立後に減少可能な資本金の額についても制限がなくなり（同 447 条）、1 円まで減資が可能となった⁸³。この改正は、すでに 2002 年 11 月の新事業創出促進法の改正により、所定の創業者が所定の期間内に設立する株式会社について認められていた特例措置（その設立から 5 年間は最低資本金規制が適用されないとの措置）の適用範囲をすべての企業に拡大するものである。

（法定準備金の減少・積立額に関する規制緩和）

第 2 に、資本準備金と利益準備金につき、計上事由および計上額に関する区別は若干残されているものの、その減少（使用）については区別がなくなり、単に「準備金」として整理される⁸⁴とともに、減少額に関する上限規制が撤廃された。すなわち、現行法では、上述のとおり、資本の欠損填補および資本金への組入れ以外の目的のために法定準備金を使用する場合には、法定準備金のうち資本金の 4 分の 1 を超える部分についてのみ減少できるとされている（商法 289 条 2 項）が、会社法では、そうした制限を設けないこととされた⁸⁵。また、これに伴い、現行の利益準備金の積立額に関する下限についても、分配した剰余金の額の 10 分の 1 に相当する額⁸⁶または資本金の額を 4 で除した額から準備金の額を控除した額のいずれか少ない額を積み立てればよいというように、緩和された。

（資本金・法定準備金の減少手続の緩和）

太田[2005]、中島[2005]、西田[2005]、野口[2005]、弥永[2005]等を参照している。

⁸² 前述のとおり、現行商法では「資本」と呼ばれているが、会社法では、会計上の用語と同様に、「資本金」とされている。

⁸³ もっとも、会社法案に対する衆議院法務委員会の附帯決議において、「会社設立時の出資額規制の撤廃については、起業家のモラル低下、会社形態を悪用したペーパーカンパニーの濫立、会社設立後の活動資金不足などの問題が生じることがないように注視し、必要があれば、対応措置を検討すること」（11 項）とされている。

⁸⁴ もっとも、後述のように、法務省令案では、資本準備金と利益準備金との区別を厳格化する規定もみられる。

⁸⁵ ちなみに、現行法のもとでも、例えば資本の欠損填補の目的のためには、準備金をゼロにすることは可能と考えられている（前田[2005]p.574）。

⁸⁶ 現行法では、利益処分時に支出する額の「10 分の 1 以上」を一定額に達するまで積み立てるべきものとしているが（商法 288 条）会社法では、取締役会決議による剰余金の分配が広く行われること等の理由から、「10 分の 1」に固定されている（江頭[2005b]p.28）。

第 3 に、資本金や法定準備金の減少につき、上述のような上限額の撤廃に加え、手続も緩和された。すなわち、資本金を減少する場合、現行の商法では株主総会の特別決議および債権者保護手続が要求されるのに対して、会社法では、これらの手続をとることを原則としつつも、定時株主総会による資本金額の減少で、その減少額が欠損額を超えない場合には株主総会の普通決議で足りるとされている。また、増資と同時に行う場合で、増加額が減少額以上である場合は、取締役会決議で可能となる（ただし、いずれの場合も債権者保護手続は必要とされる）。他方、準備金の減少手続についても、現行法上は、株主総会決議に加え、債権者保護手続が必要とされているのに対して、準備金の減少額が欠損額を超えない場合には、定時株主総会の決議のみで足り、債権者保護手続は不要とされている。また、株式の発行と同時に準備金を減少させる場合で、株式発行による増加額が準備金の減少額以上である場合には、取締役会決議で足りる（ただし、債権者保護手続は必要とされる）。もっとも、資本金への組入れのために準備金を減少させる場合には、株主総会決議が要求される点で現行法（取締役会決議）よりも手続が厳格化されている⁸⁷。

（会社財産の払戻しに対する横断的規制の導入）

第 4 に、利益処分、中間配当、資本金および法定準備金の減少に伴う払戻しが「剰余金の配当」⁸⁸として整理され、自己株式の有償取得と合わせて、統一的な財源規制（配当等の分配規制）が課されることとなった。これは、これらが会社財産を株主に分配するという点において同一の行為である点に着目し、その法制度上の違いにより、分配可能額の算定に関する規制が異なっている点を整理するものである⁸⁹。その点で、分配可能額の現行法の実質を変更するものではないと説明されている。これと同時に、企業は、いつでも、株主総会の決議によって⁹⁰、剰余金の配当を決定することができるとされ、配当の回数制限が廃

⁸⁷ もっとも、現行法上、有限会社については定款変更事項として社員総会による特別決議が必要とされることと比べると、緩和されている。なお、資本金や準備金の減少手続については、金額を減少させるだけであることから、株主総会決議を必要とすべき理由はないとして、立法論としてはこれを不要とすべきとの見解もある（神田[2005]p.291）。

⁸⁸ 剰余金の額は、最終事業年度末における貸借対照表上の純資産額に、決算期後に生じた自己株式処分差益、資本金減少額および準備金減少額を加算した額から、決算期後に生じた自己株式の償却額、剰余金配当額、その他法務省令で定める各勘定科目に計上した額の合計額を控除することにより算定される（会社法 446 条）。なお、詳細については、例えば岸田[2005]を参照。

⁸⁹ 分配可能額の具体的な算定方法としては、剰余金の額（脚注88参照）に、臨時決算日までの利益の額および臨時決算日までに処分した自己株式の処分対価の額を加算した額から、自己株式の帳簿価額、最終の事業年度の末日後に処分した自己株式の処分対価の額、臨時決算日までの損失額、その他法務省令で定める各勘定科目に計上した額の合計額を控除することとされている（会社法 461 条 2 項）。なお、詳細については、例えば岸田[2005]を参照。

⁹⁰ ただし、取締役会を設置する株式会社であって、会計監査人を設置し、かつ、取締役の任期

止された。さらに、剰余金の配当財源は金銭に限られないことが明文化された（会社法 454 条 4 項参照）。

もっとも、資本金の額にかかわらず、会社の純資産額が 300 万円未満である場合には、剰余金があっても、これを株主に配当することは認められない（会社法 458 条）として、一定の歯止めは設けられている⁹¹。また、会社は、剰余金の配当をする場合、法務省令の定めるところにより、当該剰余金の配当によって減少する剰余金の額に 10 分の 1 を乗じた額を資本準備金または利益準備金に計上しなければならないとされている（同 445 条 4 項）⁹²。

なお、法務省令案によれば、剰余金を配当する際に要求される準備金の積立てに充てる原資は、配当する剰余金の原資の区分によるとされている（法務省令案 19-20 条）。つまり、剰余金配当後の「資本準備金」の額が基準資本金額（資本金の額の 4 分の 1）未満である場合には、配当日における準備金計上額（基準資本金額から準備金の額を控除した額）または 会社法 226 条 6 号に掲げる額の 10 分の 1 のいずれか小さい額に「資本剰余金配当割合」を乗じた額を計上する一方、「利益準備金」が基準資本金額未満である場合には、上記、 のいずれか小さい額に「利益剰余金配当割合」を乗じた額を計上することとされている。

（資本の部の計数の変動に関する規制の緩和）

第 5 に、株主総会の決議によって、いつでも、資本金、準備金、剰余金の計数を変動させることが可能となった（会社法 447-452 条）。また、現行法では認

をその選任後 1 年以内の最終決算期に関する定時総会の終結の時までとするもの（委員会等設置会社以外の株式会社にあつては、監査役会を設置したものに限る）は、定款で、剰余金の分配（特別決議を要するものとされる事項を除く）を取締役会決議によって決定することができる旨を定めることが認められている。

⁹¹ こうした純資産額による剰余金の分配制限は、従来の最低資本金制度の役割を担うものと説明されている。もっとも、こうした規定にどれほどの意味があるのかは疑問であるとするものとして、例えば岸田[2005]p.180 を参照。

なお、分配可能額を超えて剰余金の分配がなされた場合、当該分配をした取締役または執行役および分配議案を作成した取締役または執行役は、自己の無過失を立証しない限り、分配額につき連帯して弁済責任を負うこと（会社法 462 条 1 項、2 項）。当該分配を受けた株主は、配当可能額を超えたことにつき知らなかった場合を除き、会社に対して配当財産の帳簿価額に相当する金銭を支払う義務を負うこと（同 463 条 1 項）さらに 会社債権者は、当該株主に対して、配当財産の帳簿価額（その額が当該債権者が会社に対して有する債権額を超える場合は当該債権額）に相当する金銭を支払わせることができること（同 463 条 2 項）等とされている。これらの点も、剰余金分配規制の緩和に伴う株主と債権者との利害調整を図るものと考えられている。

⁹² もっとも、当該剰余金を配当した日における準備金の額が、当該日における基準資本金額（資本金の額の 4 分の 1）以上である場合には、準備金への積立ては不要とされている（法務省令案 20 条 1 項 1 号、2 項 1 号）。

められていない剰余金から準備金への計上が可能となり、資本金、準備金、剰余金の間における計数の移動が容易になった。

もっとも、法務省令案によれば、資本金、資本準備金およびその他資本剰余金のような資本性の勘定は、同じく資本性の勘定との間でのみ計数の移動が可能とされている（法務省令案 23-25 条）。他方、利益準備金や利益剰余金のような利益性の剰余金は、同じく利益性の勘定との間でのみ計数の移動が認められている（同 26-27 条）。このように、法務省令では、資本性のものと利益性のものとの間の計数の移動を認めない方向にあるようである。

なお、このように資本の部における計数の移動が容易になることや、上述のように剰余金分配に関する回数制限が撤廃され、1 年に何回でも分配可能となること等を受けて、法務省令案では、資本金、準備金および剰余金等の期中変動状況を示した財務諸表として、「株主資本等変動計算書」および「連結株主資本等変動計算書」の作成が要求されている（法務省令案 32 条、34 条、40 条、65 条）⁹³。

（自己株式の取得に関する統一規制の整備）

第 6 に、「取得請求権付株式」（株主が会社に対して取得を請求することができる株式：会社法 2 条 18 号）および「取得条項付株式」（企業が一定の事由が生じたことを条件として株式を取得することができる株式：同 2 条 19 号）という概念が新たに導入され、自己株式の取得に関する規定が整備された⁹⁴。これは、現行法で規定されている自己株式の取得制度のうち、明確に規定されている買受け以外の取得についても規定を明確化すること、転換予約権付株式や強制転換条項付株式のように、企業がそれまで発行していた株式を取得して代わりに新しい種類の株式を交付するという点で一種の自己株式の取得に該当するといえる現行のさまざまな制度を包摂し、同一の規制を適用することによって制度間の整合性を確保すること等が目的とされている。企業としては、その発行する全株式をこの 2 つの種類のいずれかに該当する株式とすることも、一部の株式だけをこの種類の株式とすることも認められる（会社法 107 条 1 項 2 号、3 号、108 条 1 項 5 号、6 号）。なお、当該株式の取得と引換えに交付される社

⁹³ その様式等については企業会計基準委員会において検討がなされ、2005 年 12 月 2 日の第 94 回会合において、企業会計基準 6 号「株主資本等変動計算書に関する会計基準」の公表が承認されている（本基準の正式な公表は、本基準に含まれている他の会計基準等に関わる部分が確定した段階でなされることとなっている）。なお、株主資本等変動計算書の有用性等については、例えば桜井[2005]pp.46-48 を参照。

⁹⁴ ここでいう「取得」には、買受け以外のあらゆる取得が含まれるとされている（具体的には会社法 155 条で列挙されている）。

債や金銭等は、分配可能な剰余金の範囲内でなければならないという剰余金分配規制が設けられている（同 166 条 1 項但書）。

4．会社法制における資本制度の変容を踏まえた企業会計上の資本概念を巡る検討課題

以上みてきたように、2001 年 6 月の商法改正以降も、法律上、企業への株主からの払込資本および企業の留保利益につき、負債とは区分したうえで、その中身を資本金、法定準備金（資本準備金と利益準備金）、その他の剰余金という大きく 3 つのカテゴリーに分けて保持するという考え方そのものは、実質的に引き継がれているといえる。

その一方で、会社法にみられるように、第 1 に、資本金や準備金の減額がほぼ無制限に可能となり、払込資本や留保利益の払戻し・分配が容易となるほか、剰余金の分配可能額に関する最低ラインを資本ではなく、純資産額によって規制するという方向にある。また、自己株式の取得に関する規制の緩和・整備という動きも、資本の払戻しにつながるものであるほか、種類株式の多様化も、その内容によっては資本の払戻しを容易にするものといえる。その限りで、会社設立時にある程度の資金の保有を要求するとともに、設立後も株主の払込資本および留保利益の一部につき資本という枠をはめ、債権者保護の観点から、その維持を企業に要求するという考え方（いわゆる資本維持の原則）は、法律上、後退するとの評価が可能であろう⁹⁵。

第 2 に、その一方で、資本という枠の中身については、払込資本、留保利益という財源の違いによる区分が厳格化される方向にあるとの評価が可能であろう。確かに、2001 年 6 月の商法改正では、資本準備金と利益準備金の違いが緩和されたことや、今回の会社法において、取崩しにつき両者を一括して扱っていること等をみると、払込資本と留保利益という財源の違いによる区分は、今後緩和される方向に進むかのように考えられる。しかしながら、2005 年 11 月に出された法務省令案をみると、例えば、剰余金の配当に際して要求される準

⁹⁵ この点、現行法のもとでも、資本準備金や利益準備金をいったん資本金に組み入れてから資本金を減少させるということで準備金をゼロにすることは可能であることを考えると、準備金については減少手続きが容易になったにすぎない、資本金についても、最低ラインが 1,000 万円から 300 万円（配当可能限度額）に減額されたものの、実質的に大きな差異はない等の観点から、会社法によって資本による債権者保護の考え方が後退したとまでいえるかは疑問であるとの見方も可能である。しかしながら、少なくとも、法定資本制度を債権者保護のための必要不可欠な手段として捉えるという考え方は弱まっているということではできよう。

備金の積立てに充てる原資は配当する剰余金の原資の区分によることが要求されている。この点、現行法のもとでは、その他資本剰余金から配当した場合でも利益準備金に積み立てるというかたちで資本性の剰余金（払込資本）から利益性の剰余金（留保利益）への移転が可能であるが、今後は、こうしたかたちでの払込資本から留保利益への移転（およびその逆）が認められないということになる。また、資本の部の計数の変動についても、資本性の剰余金から利益性の剰余金への移動、あるいはその逆の移動を認めないことによって、実態面でも払込資本と留保利益の混同を可能な限り回避することが目指されているようである。こうした点を踏まえると、今回成立した会社法では、払込資本と留保利益の区分の強化が図られているということができよう。

このように、最近の商法改正の動向は、資本という枠を緩和する一方で、資本の中身については、払込資本、留保利益というような財源の違いによる区別を厳格化するものとして捉えることができよう。こうした方向性の是非については議論のあるところでもあるが、その点については本稿では取り上げず、以下では、このような会社法制上の資本制度の変容を前提として、そうした動きが企業会計上の資本の考え方に対してどのような検討課題を提起しているかについて、これら、の観点から、若干の考察を試みることにする。

（１）資本維持原則の緩和による影響

会社法制上、これまで会社財産を拘束していた枠（資本維持原則）を緩めるという動きは、資本とそれ以外の境界線、すなわち、資本と負債（あるいは利益）の区分という企業会計上の原則に対して何らかの影響を与えるかどうか問題になり得ると考えられる。

この点、前述のとおり、わが国の企業会計は、従来、どちらかといえば、まず商法その他の法令を基に資本の範囲を決定し、それ以外のものを負債にするという資本確定アプローチが基本と考えられてきた。その場合には、会社法制における資本概念の変容が、会計における資本の範囲、すなわち、資本と負債の区分に直接影響を及ぼす可能性はあろう。しかしながら、2004年に公表された「討議資料」では、資本と負債の区分の判断に当たって負債確定アプローチを採用すべきとの見方が示されている。また、企業会計基準5号でも、資産性および負債性を有するものを資産の部または負債の部に計上し、それらに該当しないものを資産と負債の差額として純資産の部に記載することとしている（企業会計基準5号18-21項）。このように、わが国の企業会計においても負債確定アプローチが基本となる一方で、会社法制上の資本が緩やかなものとなる

ことにより、会社法制上の資本概念にとらわれない企業会計上の資本と負債の区分が容易になるとも考えられよう。こうした点を踏まえると、会社法制上の資本制度の変容は、企業会計上の資本の範囲、より具体的は資本と利益の区分や資本と負債の区分を判断する際の基準（メルクマール）に対して、直接の影響を及ぼすものではないとの見方が可能であろう。

もっとも、直接的ではないにせよ、こうした会社法制上の資本に関する考え方の変容が、会社債権者に対する将来キャッシュ・アウトフローへの備えという観点から、会計における資本と負債の捉え方につき再考を促がす可能性がないかどうかについては、検討の余地があるように思われる。こうした今後の検討課題としては、例えば次のような点が考えられよう。

第 1 に、種類株式の多様化や自己株式の取得制限の緩和が進み、企業が、その発行した株式を、一定の条件のもとに金銭その他の財産と引換えに取得あるいは償還する義務または権利を有する株式が一般的に認められるようになったことで、社債と株式の相対化がより強まることが考えられる。これにより、企業会計上、資本と負債の区分をより複雑化し、その判断基準の見直しに対する要請がさらに促がされかねない。そのためには、前述した FASB の資本負債プロジェクト等のような負債や資本の定義の見直しに関する議論が重要となろう。その際、例えば板橋[2005]が指摘するように、一定の条件が達成された場合に償還する権利あるいは義務があらかじめ付された株式について、その償還（条件達成）可能性の程度を会計上の表示に反映させることの妥当性等についても、検討の余地がある⁹⁶。

さらに、こうした問題を掘り下げると、そもそも利益計算の基礎を提供するという観点から貸借対照表を負債と資本の 2 区分としていること自体を問い直す必要性が生じるとも考えられる。例えば、自己株式につき、現行の会計基準のように資本の部の控除項目として計上する一方で、その処分損については利益剰余金から控除して損益計算書に計上する、すなわち損益取引として扱うというように、資本と負債の区分と利益計算とが一對一で対応しないケースが増えてくる可能性がある。その場合、これまでのように利益計算と貸方区分という 2 つの目的が同時達成できなくなるとすれば、利益計算の基礎を提供するために資本と負債を区分する必要があるという意義は薄れてくるのではないかと

⁹⁶ ちなみに、企業会計基準 5 号では、返済義務のあるものを負債の部に、報告主体の所有者に属するものを純資産（現行の資本）の部に計上することとしたうえで、その結果、資本と負債のいずれにも該当しない項目（為替換算調整勘定や少数株主持分等）については中間区分を設けるのではなく、純資産の部に計上することが提案されている（18-22 項）。もっとも、冒頭で述べたとおり、同基準は、貸借対照表における純資産の部の表示について定めることを目的としており、負債と資本の区分問題について直接扱うものではない。

も考えられる。逆に、利益計算の観点から負債と資本の区分が重要であると主張するのであれば、資本と利益を区分するところの資本取引と損益取引の定義を明確化し、それらと現行の会計処理が整合的かどうかを再確認することが必要なのではないかと考えられる。

第 2 に、第 1 の点とも関連するが、最近の商法改正に伴う資本維持原則の緩和によって、これまで資本という枠に期待されていた将来の不測のキャッシュ・アウトフローに対する備え（会社債権者に対するバッファの確保）という役割が名実ともに低下することになれば、それに代わるものとして、将来キャッシュ・アウトフローの可能性をよりの確に反映するかたちでの負債計上が一層求められることになるとの見方も可能であろう。将来キャッシュ・アウトフローが発生する可能性をより経済的実態に即して負債情報に反映させていくという方向性は、投資家等への情報提供の充実に資するものとして評価し得るうえ、負債に計上された分だけ剰余金配当可能額が減少するという意味において、資本維持原則の緩和に代わる債権者保護機能の観点からも有益と考えられる。

こうした方法としては、例えば、現在わが国の引当金や保証債務の計上規準にみられるように、債務に関する見積キャッシュ・アウトフローの発生する可能性が高い場合にのみ、その見積額を負債計上するのではなく、年金債務、米国の閉鎖債務や保証債務等に見られるように、将来のキャッシュ・アウトフローの発生に関する確実性の程度にかかわらず、債務の負債認識を行うこととし、キャッシュ・アウトフローの発生に関する確実性の程度は負債の測定において勘案するという方法が検討されよう⁹⁷。実際、FASB や IASB では、いわゆる偶発債務について、こうしたかたちでの負債計上の是非について検討が進められている⁹⁸。また、複数のキャッシュ・アウトフローの金額とそれぞれの発生確率によって算定される期待値を負債計上していく考え方や、発生確率の不確実性ゆえにこれまで注記とされてきた偶発義務につき、オプション・モデルを用いて評価・認識するという考え方も検討に値しよう⁹⁹。もっとも、こうしたかたちでの負債の認識・測定においては、測定における信頼性や、負債の変動に伴う損益への影響等の面で、問題が生じる可能性があるため、慎重な議論が必要で

⁹⁷ この点の詳細については、例えば鈴木・古市・森[2004]を参照。

⁹⁸ 具体的には、IASB から 2005 年 6 月に国際会計基準 (IAS) 37 号「引当金、偶発負債および偶発資産 (Provisions, Contingent Liabilities and Contingent Assets)」の改訂草案が、FASB から 2005 年 9 月にコメント募集ペーパー「不確実性を伴う資産および負債に関する特定の問題 (Selected Issues Relating to Assets and Liabilities with Uncertainties)」が、それぞれ出されている。

⁹⁹ これらの方法については、例えば徳賀[2003b]を参照。

あろう¹⁰⁰。

第 3 に、このようにして、将来の不測のキャッシュ・アウトフローに対する備え（会社債権者に対するバッファー）となり得る部分が貸借対照表の資本の部と切り離して考えられることになるのであれば、いわゆる自己資本の額について、貸借対照表上の資本の部とは別の定義に基づき計算し、開示することが必要とされるのかどうかについても、議論の余地があろう。この点、2005年8月にIASBより公表された「国際財務報告基準（IFRS）第1号『財務諸表の表示』に関する改訂 資本の開示（Capital Disclosures）」では、すべての企業に対して自己資本の開示が求められている¹⁰¹。そして、そこでの自己資本の定義は、必ずしも資本と同じである必要はないと考えられている¹⁰²。こうした自己資本の額や比率の計算および開示は、現在でも規制監督上、金融機関のような一部の企業に対して求められているところであるが、今後は、こうした要求が一般の事業法人について適用される会計基準として規定される必要があるのかどうかについても、検討課題となり得よう¹⁰³。

（2）払込資本と留保利益の区別の厳格化による影響

以上に対して、会社法制における払込資本、留保利益という財源による区別を厳格化する動き（いわば資本という枠の中身に関する変化）は、むしろ、企業会計が会社法制に影響を与えた点として捉えることが可能である。

すなわち、従来、商法上の資本制度の意義として強調されてきた債権者保護の観点からは、会社財産の社外流出の容易さを表示することが第一次的には重要である一方で、準備金あるいは剰余金の原資が払込資本と留保利益のいずれであるのかは、それほど重要でないと考えられる。極端に言えば、払込資本と留保利益が混同されていたとしても、現時点において社外流出の容易さにつき

¹⁰⁰ 将来キャッシュ・アウトフローの発生可能性を負債の認識・測定に反映させることの意義や問題点について、例えば徳賀[2003b]、鈴木・古市・森[2004]、板橋[2005]を参照。

¹⁰¹ 具体的には、すべての企業は、資本の管理（capital managing）に関する企業の目標、方針およびプロセス、自己資本に関する定量的データ、自己資本規制の有無、自己資本規制が課される場合はその不遵守の効果、について開示することが要求される。

¹⁰² この点については、例えば山田[2005a]pp.67-68を参照。

¹⁰³ 現在、金融機関に課せられている自己資本規制（いわゆるBIS規制）においては、自己資本比率を算出するうえで、監督上の観点から、資本および負債に計上される項目等について、会計データとは異なる一定の調整が加えられている。もっとも、そこでの考え方が、一般事業会社にも適用可能か、あるいは適用すべきかは議論の余地があろう。なお、BIS規制における自己資本の捉え方については、例えば翁[2004]を、また、監督上の自己資本と会計上の自己資本に関する考え方の相違等については、例えば福澤[2005]を、それぞれ参照されたい。

異なる資金が、それぞれどの程度あるのかという情報が提供されていれば足りるとも考えられる。とすれば、2001年6月の商法改正以降、資本準備金と利益準備金の取崩しに関する区別がほぼ撤廃されたのであれば、極論としては、資本準備金と利益準備金の区別すら不要との見方も可能であろう。あるいは、少なくとも、貸借対照表の資本の部において両者を区分して表示することは必要ないとの議論も成り立ち得よう。

これに対して、払込資本と留保利益の区分を企業会計の基本原則と捉える立場からは、会社法制上の取扱いにかかわらず、会計上は、払込資本と留保利益の区分が要求されるという結論につながりやすい¹⁰⁴。その結果、たとえ会社法制上、資本準備金と利益準備金の区別が事実上撤廃されたとしても、企業会計上は、資本の部の表示として払込資本と留保利益を区分して表示するとの処理を要求することが考えられる。実際、2001年6月の商法改正を受けて翌年の2002年2月に企業会計基準委員会より設定された企業会計基準1号「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準」では、払込資本と留保利益の区分の有用性を肯定する立場がとられた。すなわち、同基準では、「払込資本も留保利益も株主持分のストックの変動であることには変わりなく、会計上はこの留保利益を含む株主持分の変動（増資や配当）と、その資本が生み出す利益との区分が本質的に重要である」としつつも、「同じ株主持分のストックでも株主が拠出した部分と利益の留保の部分を分けることは、配当制限を離れた情報開示の面でも従来から強い要請があった」（51項）として、資本の部において資本性の剰余金と利益性の剰余金を区分表示する方法が採用されている。また、資本金および資本準備金あるいは利益剰余金の取崩しによって生じる剰余金は、いずれも取崩前のそれぞれ持っていた会計上の性格が変わるわけではなく、前者は資本性の剰余金の性格を有し、後者は利益性の剰余金の性格を有すること（同88項、93項）。2001年6月の商法改正によっても、資本性の剰余金と利益性の剰余金は、払込資本と払込資本を利用した得られた成果を区分するとの考えから、原則的に混同してはならないという従来の企業会計の原則は変わらないこと（同89項）が確認されている。

そして、こうした表示方法は、当該商法改正を受けて改正された商法施行規則においても採り入れられたことをもって、「商法は、一方で、配当規制において払込資本維持の原則を放棄したが、他方で、「資本の部」の表示基準において、

¹⁰⁴ 例えば、会社法案に先立ち公表された「要綱試案」に対する反対意見は、利益準備金と資本準備金の源泉の相違に注目して、情報開示の観点からは少なくとも会計上は区別して表示することが望ましいこと、「払込資本と留保利益の区別」の観点からは財源の法的性質に相違があることを無視することができないことを論拠としている（赤塚[2005]p.94 参照）。

払込資本の維持思考を受け入れた」とし、「要するに、商法は、払込資本の維持について、従来の配当規制による強制から、新たな表示規制によるいわば推奨へと、方針を変えたのである。これは結局、実体規定における資本制度の揺らぎを、開示（表示）規定によって補修していることに他ならない」との指摘もみられる¹⁰⁵。また、弥永[2003]も、「会計学上の剰余金概念を商法上も利用したものとして、商法が会計学の立場をより尊重したという点で、商法施行規則 88 条以下は意義を有する」(p.157)としている。そして、今回の会社法あるいはそれを基に制定される予定の法務省令では、こうした商法による企業会計への歩み寄りをさらに進めて、実態面における払込資本と留保利益の区分を確保しようとするものとの見方が可能であろう。

このように、最近の会社法における資本の中身に関する変容は、むしろ、会社法制側が企業会計の考え方を採り入れたケースとして捉え得ると考えられる。ただ、このようにして実態面においても払込資本と留保利益の区分がより厳格化されるようになるとすれば、それに伴い、そうした区分を確保し得るようなかたちで現行の会計処理が整合的になされているかどうか、例えば、前述のような資本取引と損益取引の混同が生じるような会計処理となっていないかどうか等について再確認することが重要となろう。その結果、例えば払込資本と留保利益の混同が生じるような会計処理がなされている場合があるとすれば、そうした処理の妥当性につき再考する余地があるであろう。あるいは逆に、そうした会計処理が避けられない等、払込資本と留保利益の厳密な区分を確保し得る会計処理を首尾一貫して要求することが困難になってきているのであるとすれば、そもそもの論点であるところの払込資本と留保利益の区分の必要性について、改めて問い直すことも有益であろう。

5 . おわりに

以上、本稿では、企業会計上の資本の捉え方と会社法制上の資本の捉え方につき概観したうえで、近年みられる会社法制上の資本制度の変容として、資本維持原則の緩和および払込資本と留保利益の区分の厳格化の方向性を指摘し、そうした動向が企業会計上の資本の考え方に対して提起していると考えられる検討課題について考察した。

総じてみると、資本は、会社法制との関係では、債権者保護手段との関連で議論される傾向が強いのに対して、企業会計との関係では、劣後請求権に関す

¹⁰⁵ 安藤[2002]pp.12-13 参照。

る情報を提供するという意義もあるものの、適正な利益計算の観点から議論される傾向が強いと考えられる。そのため、会社法制上、資本による債権者保護という考え方が後退し、資本の機能が変容してきたとしても、企業会計においては、それが適正な利益計算を歪めることにならないかという観点から検討し、必要な場合には会計独自の資本を画する基準を設けることも重要と考えられる。

日向野[2005]が述べるように、資本の捉え方は、会計、法律、経済等によって異なる。さらに、同じ会計の中でも企業会計、公会計、監督会計等によって、必ずしも一様でない。もちろん、それぞれの目的が異なるのであるから、これらの捉え方が画一的である必然性はない。しかしながら、少なくとも形式上は同じ用語を用い、同じような対象を議論する以上、それぞれの概念の関連性について明らかにしておくことは、そもそも企業あるいは経済主体にとって資本とは何かを検討するうえでも有益であろう。近年の商法改正を端緒として、こうした議論がより深められることが期待されよう。

【参考文献】

- 赤塚尚之、「わが国における法定準備金制度の変遷と『払込資本と留保利益の区別』の意義」、『早稲田商学』第404号、早稲田商学同攻会、2005年
- 秋坂朝則、『商法改正の変遷とその要点』、一橋出版、2005年 a
- 、「『現代化要綱試案』における剰余金分配規制の意義と問題点 わが国商法における配当規制の変遷の視点から」、『会計』第167巻第5号、森山書店、2005年 b
- 新井清光、「会計上の課題としての『資本』と『利益』の区別」、『企業会計』Vol.48 No.1、中央経済社、1996年
- 安藤英義、「アメリカで揺らぐ資本概念（資本と利益の区分）」、『会計』第153巻第1号、森山書店、1998年
- 、「商法における資本制度の揺らぎと『資本の部』の表示」、『会計』第162巻第2号、森山書店、2002年
- 、「株式会社の資本制度崩壊の兆し」、『会計』第164巻第3号、森山書店、2003年
- 板橋淳志、「条件付償還義務株式の会計処理について」、IMES Discussion Paper No.2005-J-21、日本銀行金融研究所、2005年
- 伊藤邦雄、『会計制度のダイナミズム』、岩波書店、1996年
- 伊藤靖史、「アメリカにおける資本制度と債権者保護」、『商事法務』No.1601、商事法務研究会、2001年
- 江頭憲治郎、『株式会社・有現会社法（第3版）』、有斐閣、2004年
- 、「『会社法制の現代化に関する要綱案』の解説（ ）」、『商事法務』No.1721、商事法務研究会、2005年 a
- 、「『会社法制の現代化に関する要綱案』の解説（ ）」、『商事法務』No.1726、商事法務研究会、2005年 b
- 太田達也、「『資本の部』改正の主なポイント」、『経理情報』No.1086、中央経済社、2005年
- 太田 穰・石塚洋之、「新会社法の実務上の要点（6）」、『商事法務』No.1723、商事法務研究会、2005年
- 翁 百合、「エコノミック・キャピタルについて 銀行経営と監督の観点から」、

- 『Japan Research Review』9月号、日本総合研究所、2004年
- 尾崎安央、「法定準備金制度の改正 商法上の法定準備金制度再論」、『法曹時報』第54巻第2号、法曹会、2002年 a
- 、「配当可能利益の変容」、『企業会計』Vol.54 No.7、中央経済社、2002年 b
- 大日方隆、『企業会計の資本と利益』、森山書店、1994年
- 片木晴彦、「資本制度の国際比較」、『企業会計』Vol.57 No.9、中央経済社、2005年
- 川村義則、「負債と資本の区分問題の諸相」、『金融研究』第23巻第2号、日本銀行金融研究所、2004年
- 神田秀樹、「剰余金の分配、資本・準備金」、『Jurist』No.1267、有斐閣、2004年
- 、「会社法〔第7版〕法律学講座双書』、弘文堂、2005年
- 岸田雅雄、「新株式制度の企業会計への影響」、『企業会計』Vol.53 No.12、中央経済社、2001年
- 、「剰余金の配当規制」、『新「会社法」詳解』、中央経済社編、中央経済社、2005年
- 小林 量、「新会社法による資本の変容」、『企業会計』Vol.57 No.9、中央経済社、2005年
- 斎藤静樹、『企業会計とディスクロージャー（第2版）』、東京大学出版会、2003年
- 、「ストック・オプションの費用と資本会計 条件付株主持分の認識と評価」、『會計』第165巻第3号、森山書店、2004年
- 斎藤静樹他、「座談会：企業会計基準委員会『自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準』等について」、『企業会計』Vol.54 No.6、中央経済社、2002年
- 斎藤静樹編、『詳解「討議資料 財務会計の概念フレームワーク」』、中央経済社、2005年
- 齋藤真哉、「第3章 財務諸表の構成要素」、『詳解「討議資料 財務会計の概念フレームワーク」』、斎藤静樹編、中央経済社、2005年
- 桜井久勝、「新資本制度下の財務諸表分析」、『企業会計』Vol.57 No.9、中央経済社、2005年
- 篠原 繁、「負債と資本の区別(1) 負債証券と持分証券の区別を中心として」、『産業経理』Vol.58 No.3、産業経理協会、1998年
- 島原宏明、「債権者保護機能からみた資本制度」、『企業会計』Vol.57 No.9、中央経済社、

2005年

- 鈴木直行・古市峰子・森 毅、「負債に関する会計基準を巡る国際的な動向と今後の検討課題について」、『金融研究』第 23 巻第 2 号、日本銀行金融研究所、2004 年
- 醍醐 聰、『会計学講義（第 3 版）』、東京大学出版会、2004 年
- 武田隆二、「時価会計と資本の疑似負債性」、『會計』第 159 巻第 5 号、森山書店、2001 年
- 徳賀芳弘、「負債と資本の区分 代替的アプローチの考察」、『企業会計』Vol.55 No.7、中央経済社、2003 年 a
- 、「引当金の認識と評価に関する一考察」、IMES Discussion Paper No.2003-J-17、日本銀行金融研究所、2003 年 b
- 、「ディスカッション [3] 「討議資料」の特徴と論点 国内外へのメッセージ」、『詳解「討議資料 財務会計の概念フレームワーク」』、斎藤静樹編、中央経済社、2005 年
- 中島 努、「株式等の種類・発行手続」、『経理情報』No.1086、中央経済社、2005 年
- 西田俊之、「剰余金の分配、資本の部の計数の変動」、『経理情報』No.1086、中央経済社、2005 年
- 野口晃弘、「商法改正と資本会計の再構築」、『會計』第 162 巻第 5 号、森山書店、2002 年
- 、『条件付新株発行の会計』、白桃書房、2004 年
- 、「最低資本金規整の撤廃と資本の部の計数」、『新「会社法」詳解』、中央経済社編、中央経済社、2005 年
- 日向野幹也、「『資本』の法と経済学」、『法学新報』第 111 巻第 9・10 号、中央大学法学会、2005 年
- 福澤恵二、「バーゼル委と国際会計基準審議会の関係・議論を整理する 時価評価の適用範囲、貸倒引当金の計上基準を巡る攻防」、『金融財政事情』第 56 巻第 21 号、金融財政事情研究会、2005 年
- 藤田友敬、「株主の有限責任と債権者保護（1）」、『法学教室』No.262、有斐閣、2002 年 a
- 、「株主の有限責任と債権者保護（2）」、『法学教室』No.263、有斐閣、2002 年 b
- 村田英治、「資本・利益区分の原則と費用配分の原則」、『會計』第 162 巻第 3 号、森山

書店、2002 年

前田 庸、『会社法入門〔第 10 版〕』、有斐閣、2005 年

森川八洲男、「新会計基準における「資本の部」の分類の特質」、『企業会計』Vol.54 No.7、中央経済社、2002 年

森本 滋、「序論 わが国会社法の資本制度関連改正の動向」、『商事法務』No.1601、商事法務研究会、2001 年

弥永真生、「商法における配当可能利益算定目的と開示目的」、『會計』第 153 巻第 2 号、森山書店、1998 年

——、「商法施行規則の制定と資本の部の変容」、『企業会計』Vol.54 No.6、中央経済社、2002 年

——、「『資本』の会計 商法と会計基準の概念の相違」、中央経済社、2003 年

——、「会社の計算」、『ジュリスト』No.1295、有斐閣、2005 年

山田辰己、「IASB 会議報告(第 42 回会議)」、『JICPA ジャーナル』No.597、日本公認会計士協会、2005 年 a

——、「IASB 会議報告(第 44 回会議)」、『JICPA ジャーナル』No.599、日本公認会計士協会、2005 年 b

吉原和志、「会社の責任財産の維持と債権者保護(一)」、『法学協会雑誌』102 巻 3 号、有斐閣、1985 年 a

——、「会社の責任財産の維持と債権者保護(二)」、『法学協会雑誌』102 巻 5 号、有斐閣、1985 年 b

Financial Accounting Standards Board (FASB), *Discussion Memorandum: Distinguishing between Liabilities and Equity Instruments and Accounting for Instruments with Characteristics of Both*, Norwalk, CT: FASB, 1990.

——, *Statement of Financial Accounting Concepts No.5 : Recognition and Measurement in Financial Statements of Business Enterprises*, Norwalk, CT: FASB, 1984. (平松一夫・広瀬義州訳『FASB 財務会計の諸概念(増補版)』、中央経済社、2002 年)

——, *Statement of Financial Accounting Concepts No.6 : Elements of Financial Statements*, Norwalk, CT: FASB, 1985. (平松一夫・広瀬義州訳『FASB 財務会計の諸概念(増補版)』、中央経済社、2002 年)

International Accounting Standard Committee (IASC), *Framework for the*

Preparation and Presentation of Financial Statements, 1987 (adopted by the IASB in 2001). (日本公認会計士協会国際委員会訳、『国際会計基準書』、同文館、2001年)